

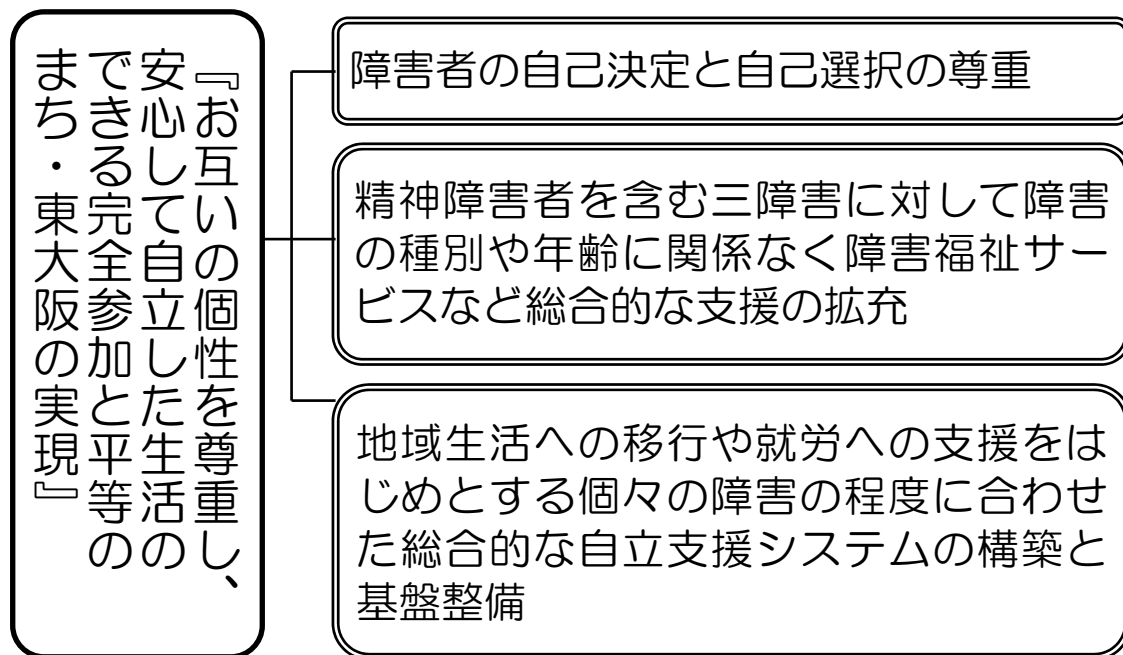
第3章 計画の基本的な方針と施策展開

1 基本理念

障害者自立支援法のもとで策定する本計画は東大阪市新障害者プランの実施計画といえるものです。東大阪市新障害者プランでは「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の考え方をもとに、「お互いの個性を尊重し、安心して自立した生活のできる完全参加と平等のまち・東大阪の実現」を理念として掲げており、これは障害福祉サービスや地域生活支援事業等を規定する本計画でも上位計画の理念として引き継ぐべきものです。

本計画では東大阪市新障害者プランの理念を踏まえながら、障害者自立支援法による制度改革のもと、地域で誰もが安心して暮らせる新たなサービスの創出と新たな供給システムの構築などを目標に掲げ策定します。

本計画の基本理念としては、次に掲げる3つの柱の構成とします。



○ 障害者の自己決定・自己選択の尊重

東大阪市では「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の考え方をもとに、障害のある人の自立した生活を支援する「地域生活支援」を中心に障害福祉施策を推進してきました。とりわけ平成15年4月より施行された「支援費制度」によって、措置制度から契約制度となり、サービス提供事業者にNPO法人や民間事業者が参入することにより、知的障害者や障害児を中心に地域生活支援に係るサービス利用者が急増しました。また、障害者自立支援法のもとで精神障害者のサービス利用が急増することも予想されます。

このようなサービス利用の急速な伸びに対応するため、今後は、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと、障害者が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスやその他の支援を利用あるいは活用して、障害者の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、今まで以上に、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

○ 精神障害者を含む三障害に対して障害の種別や年齢に関係なく障害福祉サービスなど総合的な支援の拡充

これまで障害福祉サービスは障害の種別や年齢により制度が複雑に組み合わさっていました。これは、障害の特性によるニーズの違い、またその当時の時代背景や制度的制約、さらには財源問題などが複合的に反映されてきた結果^⑤でもありました。精神障害者については障害者として障害者基本法に位置づけられたのが平成5年でしたが、平成15年4月からの支援費制度には含まれていませんでした。また、措置制度でサービスを利用していた方と支援費制度以降に新たにサービスを利用した方では同じ障害の程度でもサービスの格差が生じてしまいました。

さらに、障害児については、限られたサービスから支援費制度によってガイドヘルプサービス等多様なサービスになり、利用者は飛躍的に増大しましたが、個々の発達途上段階で障害の状態に対応するサービスとしては多くの課題を残しています。

このような問題に対し、平成18年からは障害者自立支援法により、身体障害、知的障害、精神障害の三障害で分かれていた制度が一元化され、立ち後れていた精神障害者等のサービスの充実や、障害の種別を超えた総合的な支援が可能となります。また、平成17年4月に施行された発達障害者支援法により、これまで障害児(者)のサービス対象外であった発達障害児(者)もサービス利用ができるよう進めていくことが重要となっています。

このように、各種制度の施行とともに、精神障害者を含む三障害と障害児に対し、そのサービスの格差と違いを是正し、適切で総合的な支援の拡充を行っていきます。

^⑤ 例えば、近年急速にサービス供給量が伸びているガイドヘルプサービスをみると、国の施策としては昭和49年に視覚障害者にはじまり、5年後に全身性障害者に、知的障害者への対応は全身性障害者からさらに10年後にはじまります。

○ 地域生活への移行や就労への支援をはじめとする個々の障害の程度に合わせた総合的な自立支援システムの構築と基盤整備

総合的な自立支援システムの構築と基盤整備で重要な視点は、三障害への公正・公平・透明性から障害者施策を改めて見直すことと、利用者のサービス利用意向などを勘案しつつ障害程度区分というフィルターを通して客観的な基準で支給決定する仕組みを定着させていくことです。

さらに、安定したサービスの供給には、ハード面ソフト面ともに安定したサービス提供基盤の整備が不可欠であり、施設整備や障害福祉サービス提供事業者の確保のために合理的・効率的な支援を確立する必要があります。

また、障害者の地域生活支援など障害福祉施策を積極的に取り組む中で、地域生活への移行や就労支援に対する新たな課題にも直面しています。

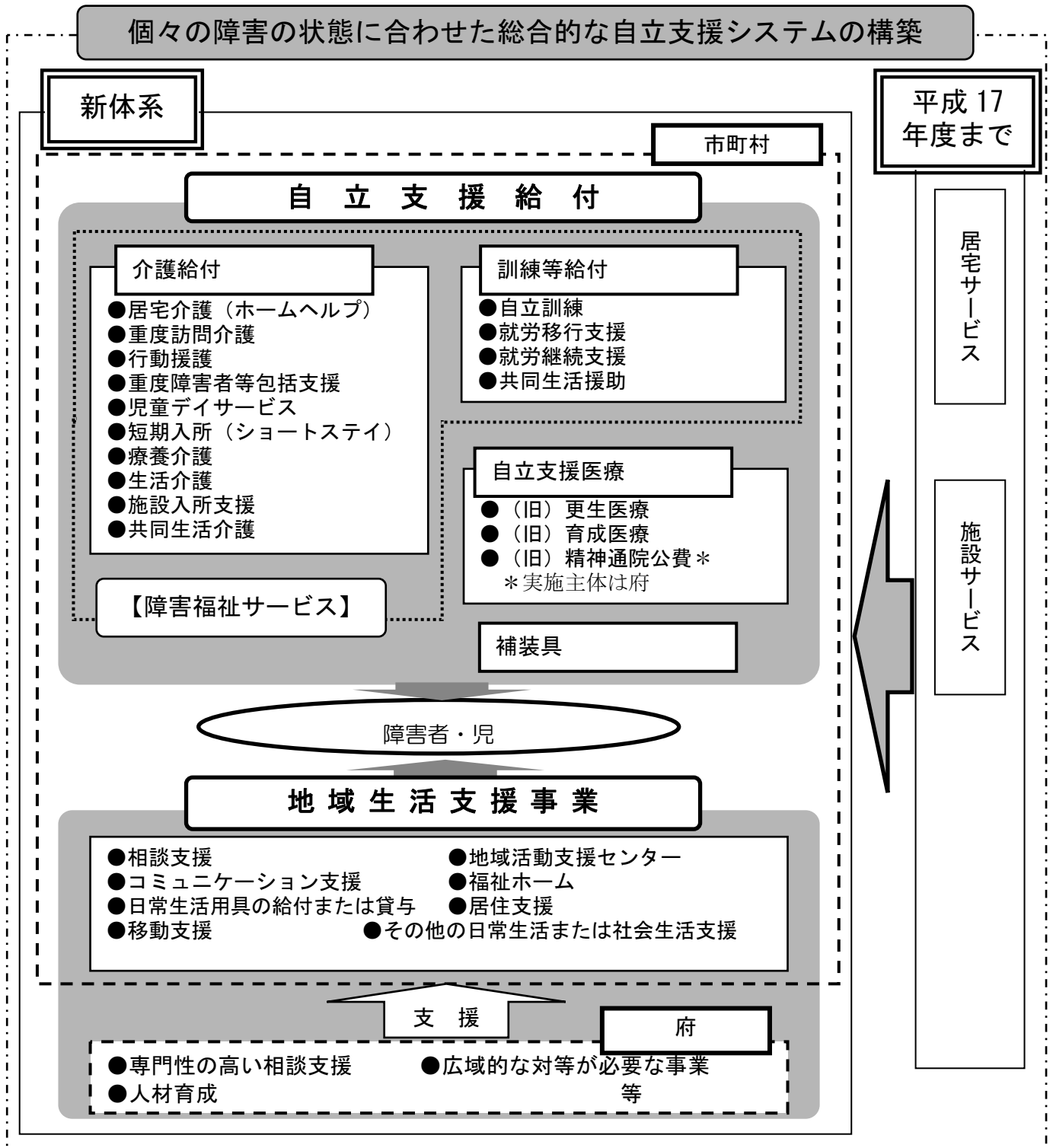
地域生活への移行については、ホームヘルプサービスを中心に訪問系サービスの利用者急増へ対応すること、また、国が「入院医療中心から地域生活中心へ」と精神保健福祉施策を推し進める中で退院可能な精神障害者を地域で受け入れることが必要となっています。

就労支援に対しては、障害者の就労希望（5割）に対し実際には3割程度しか就労しておらず、障害者が地域で自立して生活していく上で就労支援の抜本的な強化が必要となっています。

すでに障害者自立支援法によって、障害福祉サービスの制度自体は従来の「施設」単位から「機能」に応じた単位に再編され、「日中活動の場」と「住まいの場」を区分することで障害者個々の状態に合わせた総合的な自立支援システムとなっています。また、これまで身体障害者や知的障害者の通所施設は行政を除いて社会福祉法人に運営が限られていましたが、NPO法人、医療法人、財団法人など社会福祉法人以外の法人も運営できるよう規制緩和がなされました。今後はこのような制度上のメニューを活用して、地域生活への移行や就労支援等の新たな課題に対し、地域でのサービス拠点づくりや、規制緩和によるサービス基盤の整備を推し進めるとともに、利用者には障害程度区分による支給決定の定着を図ることで、総合的な自立支援システムを構築していきます。

【参考 個々の障害の状態に合わせた総合的な自立支援システムの構築のイメージ】

新しい福祉サービスの体系は、介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業の3つに大別されます。介護給付は、ホームヘルプサービスや生活介護など、また、訓練等給付は自立訓練や就労移行支援などです。どちらも国と地方公共団体が義務的に費用を負担する自立支援給付に位置づけられ、障害の種類にかかわらず全国一律の共通したサービスが提供されます。このほか自立支援給付には、自立支援医療と補装具があります。地域生活支援事業は大阪府と東大阪市が利用者の状況に応じて柔軟に実施するものです。



2 施策の展開

● 施策体系

本計画の施策の体系は東大阪市新障害者プランから重点的に取り組む施策と障害福祉サービスや地域生活支援事業に係る施策です。

基本理念

『お互いの個性を尊重し、安心して自立した生活のできる完全参加と平等のまち・東大阪の実現』

障害者の自己決定・自己選択の尊重

精神障害者を含む三障害に対して障害の種別や年齢に関係なく障害福祉サービスなど総合的な支援の拡充

地域生活への移行や就労への支援をはじめとする個々の障害の程度に合わせた総合的な自立支援システムの構築と基盤整備

施策の展開

1. 訪問系サービスなど居宅サービスの充実

- 1) ホームヘルプサービスの充実
- 2) 重度の障害者へのサービスの確保
- 3) 短期入所事業（ショートステイ）の充実
- 4) 補装具及び日常生活用具の見直し

2. 希望する障害者等に日中活動系サービスを保障

- 1) 日中活動系サービスの確保
- 2) 小規模（福祉）作業所の法に基づくサービスへの移行

3. 入所・入院等から地域生活への移行を支える居住系サービスの充実

- 1) 居住支援の分離
- 2) 地域移行支援センターの設置
- 3) ケアホーム・グループホーム等の充実
- 4) 身体障害者の地域生活支援の充実

4. 障害者の雇用・就労の促進

- 1) 新たな就労支援事業など就労への移行を進める訓練等の充実
- 2) 一般就労への移行と定着を図る雇用施策の推進と障害福祉サービスとの連携強化
- 3) 就労の場の開拓
- 4) 東大阪市障害者就業・生活支援準備センターを中心とした就職以後の支援

5. 相談支援の提供体制の確保

- 1) 三障害に対応した相談支援体制の構築
- 2) サービス利用計画作成の支援
- 3) 人権に配慮したきめ細かな対応

6. 地域での生活を支える地域生活支援事業の実施

7. 円滑で公平なサービス利用のための仕組みづくり

- 1) 支給決定の透明化・明確化
- 2) サービスの質・量の確保
- 3) 人材育成・人材確保

8. 障害児の適切な療育と地域での生活支援の推進

- 1) 子どもの発達支援を含めた療育システムの充実
- 2) 障害児の地域での生活支援の推進
- 3) 「ともに学び、ともに育つ」教育の推進
- 4) 福祉教育の推進

2-1 訪問系サービスなど居宅サービスの充実

2-1-1 現状と課題

東大阪市では、平成15年4月より施行された「支援費制度」によって、知的障害者や障害児を中心に障害者の居宅サービス利用者、とりわけホームヘルプサービスの利用が伸びています。大阪府が障害者施策を展開する上で理想とする「仮想なみはや市」と東大阪市のホームヘルプサービスを比較すると、身体障害者・知的障害者は「仮想なみはや市」の水準の120.6%に達していますが、精神障害者は「仮想なみはや市」の水準の10.3%にとどまっています。ニーズ調査をみると、今後充実してほしい障害者福祉施策は「介護サービスを充実する」が最も多く、障害者自立支援法によるサービスの利用意向では、「移動支援」と「居宅介護」にニーズが集まっています。

このように、立ち後れている精神障害者のホームヘルプサービスや急増する居宅サービスの利用に対し、そのニーズを満たす基盤整備が必要となっています。

また、身体障害者に占める重度の手帳所持者比率は年々増加しており、等級の重度化に対応した新たなサービスの構築が必要となっています。

ニーズ調査から居宅サービスの詳細をみると、三障害全体では、ホームヘルプサービスの支給決定時間に対し「ほとんど全て利用」が62.9%となり、同様にガイドヘルプサービスの支給決定時間に対しても「ほとんど全て利用」が51.4%となっています。利用の満足度はホームヘルプサービスでは「とても満足」と「やや満足」をあわせて65.6%となり、ガイドヘルプサービスでも61.4%と、いずれのサービスにおいても6割超となり、現状の居宅サービスに一定の評価がなされています。精神障害者のホームヘルプサービスの利用については措置制度で週2日程度と利用制限がなされていたため障害者自立支援法施行以後は「とても満足している」と回答した人が47.8%で身体・知的障害者の2倍近い回答となっており今後のさらなるサービスの拡充への期待がうかがわれます。

一方、不満に思っている人の69.8%が「利用時間が少ない」ことを理由にあげており、利用時間の拡大が今後の重要な課題となっています。

また、デイサービスでは、利用している人の64.7%が「とても満足」「やや満足」と答え、不満に思っている人の48.1%が「サービス提供場所が少ない」ことを理由にあげています。さらに、ショートステイでは、「とても満足」と「やや満足」をあわせても46.7%と低くっており、「緊急時に利用しにくい」が75.7%で不満に思う理由の1位となっています。使いにくさやサービス提供場所の少なさなどが満足度の低い要因であり、これらの改善も今後の基盤整備に向けた重要な課題です。

2-1-2 方針

障害者自立支援法の施行に伴い定率の利用者負担が必要となり、平成18年4月の利用実績は3月に比べ一旦低下しますが、5月以降は前月を上回る状態で増加傾向にあります。定率の負担によって利用者が他の生活費を切り詰めたり、それもかなわず利用不可能となっていたりなど、総数に表れてこない個別の事情を見過ごしてはなりません。少なくとも利用料の定率方式がサービス利用の全体的な抑制につながることはないと思われま。また、10月以降は新体系の訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援）となり、訪問系サービスに対する需要はさらに増加することが見込まれます。

このような訪問系サービスの利用見込みの伸びとともに、立ち後れている精神障害者等の訪問系サービスの充実や、大阪府が設定している「仮想なみはや市」の水準（目標）も鑑み、必要な訪問系サービスを確保できるようサービス提供事業者等に働きかけていきます。とりわけ精神障害の特性による生活リズムづくり、話し相手、相談などの見守り支援が、精神障害者の日常生活に必要不可欠な支援と位置づけられるように働きかけます。

また、障害の重度化に対応し重度の障害者へのサービスを確保するため、障害者自立支援法による新しいサービス体系を活用し障害者が利用しやすいフォーマルな支援とインフォーマルな支援を包含した提供体制を整備します。

2-1-3 主な施策・事業の展開

1) ホームヘルプサービスの充実

増加するホームヘルプサービスの利用に対し精神障害者へのサービスを中心にホームヘルプサービスの充実を図ります。

事業名	事業内容	主な関係機関
ホームヘルプサービス	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障害者支援室、各福祉事務所

2) 重度の障害者へのサービスの確保

重度の障害者のニーズに応じて、重度の障害者が利用しやすいようサービス提供事業所の質と量の確保に取り組みます。とりわけ行動援護は提供できる事業所が市内にまだ5箇所と少ないためサービス提供事業所への勧奨も進めていきます。また、緊急あるいは突発的なニーズにも的確に対応できるように、必要なサービスの確保・調整等を利用者が行わなくとも事業者が行う仕組みとし、重度の障害者への適切なサービスの確保を図ります。

また、重度の内部障害児（者）に対する支援の拡充についても検討します。

事業名	事業内容	主な関係機関
重度者の移動支援の充実	●行動援護 知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。	障害者支援室、各福祉事務所
	●重度訪問介護 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	
重度障害者等包括支援の実施	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。一定の要件を満たす者が複数のサービスを自立支援計画に基づき適切に確保する仕組み(必要なサービス提供事業者の確保・調整等を利用者が行わなくとも事業者によって行われる仕組み)を構築し、緊急のニーズに際して、その都度、支給決定を経ることなく臨機応変に対応できるようにします。	障害者支援室、各福祉事務所

図 38 極めて重度の障害者に対するサービスの確保

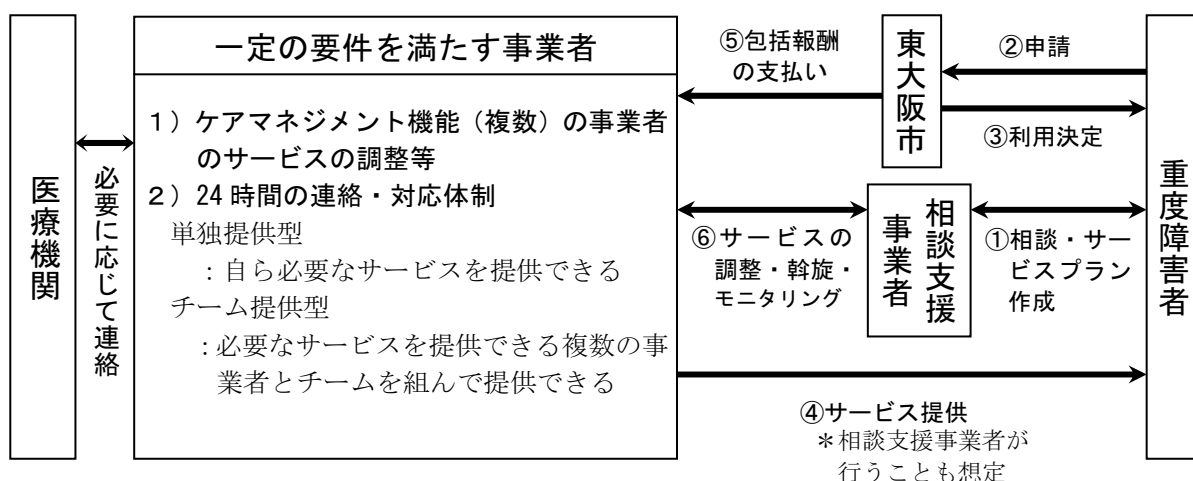


図 39 補装具及び日常生活用具の見直し

【障害者自立支援法によって種目・価格・制度の運用見直し】	
<p>補装具費の支給</p> <p>○定義 : 身体機能を補完し、又は代替し、長期間にわたり継続して使用されるもの。</p> <p>○費用負担: 定率(1割)負担 * 所得が政令で定める基準以上の場合には給付費対象外 * 家計に与える影響を斟酌して、一定の負担上限を設定</p>	<p>地域生活支援事業の日常生活用具</p> <p>○定義: 日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>○費用負担 : 市町村(事業実施主体)が決定</p>

3) 短期入所事業（ショートステイ）の充実

短期入所事業（ショートステイ）は、障害児（者）にとっては家族以外の方とのふれあい、宿泊体験や余暇活動等の場となり、生活の幅を広げる機会となります。また、その家族や介護者にとっては、介護疲れの休息の場やレスパイトケア^⑥であり、年々利用者が増加傾向にあります。特に障害児に対しては障害児が地域で暮らし、家族が家族として保たれていくためのセイフティネットの役割も担っています。しかしながら医療的ケアを必要とする重度心身障害児（者）に対応できるサービス提供事業所が少なく、さらなる拡充も求められています。また、精神障害者への短期入所事業（ショートステイ）については、現在宿泊体験の場として取り組まれている退院促進事業との整合性も踏まえて検討していきます。短期入所事業（ショートステイ）については、小規模や夜間の体制確保の支援を図り、基盤整備の拡充に努めます。

事業名	事業内容	主な関係機関
短期入所事業 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障害者支援室、各福祉事務所

4) 補装具及び日常生活用具の見直し

障害者自立支援法により補装具と日常生活用具の種目の範囲や支給方法が見直され定義が明確となりました。適切な運用を図るため、補装具及び日常生活用具の見直しの広報に努めます。

事業名	事業内容	主な関係機関
補装具費支給の新たな仕組み	補装具の購入・修理に係る当事者間の契約制を導入し、利用者と事業者との対等な関係によるサービスを実現します。利用者の申請に基づき、補装具の購入または修理が必要と認められたときは、東大阪市がその費用を補装具費として利用者に支給します。補装具の定義は身体の欠損または損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障害個別に対応して設計・加工されたもの等です。	障害者支援室、各福祉事務所
日常生活用具給付事業	障害児（者）の日常生活上の便宜を図るための用具の給付等を行います。日常生活用具の定義は安全かつ容易に使用できるもので実用性が認められるもの等です。	障害者支援室、各福祉事務所

^⑥ 障害のある方の日常的なケアからの一時的な開放

2-2 希望する障害者等に日中活動系サービスを保障

2-2-1 現状と課題

平成18年4月現在で市内には身体障害者通所授産施設が分場を含め3箇所、知的障害者入所更生施設が1箇所、知的障害者通所更生施設が6箇所、知的障害者通所授産施設が分場を含め13箇所、その他知的障害者小規模通所授産施設が1箇所と精神障害者小規模通所授産施設が10箇所あり、身体・知的・精神の小規模(福祉)作業所が39箇所あります。

毎年養護学校の子どもの多くが就労の場を求めて卒業していきませんが、一般就労に結びつきにくいだけでなく、授産施設などへの通所も定員の関係でままなりません。現状は、小規模(福祉)作業所に通いながら施設の空きを待っている状況です。

小規模(福祉)作業所は障害者やその家族、地域の福祉関係者の思いに支えられ、複数の障害や重度障害者の地域生活の支援や就労支援など様々な用途で運営されています。東大阪市では法内施設に通所できない障害者が日中を過ごす生活の場として小規模(福祉)作業所が根付いてきました。法内施設に比べて小規模(福祉)作業所が多いことは東大阪市の特徴のひとつと言えます。

これまで東大阪市では各々の小規模(福祉)作業所の自助努力に対し府の基準額以上に家賃補助や重度・重複加算など独自の補助を行ってきました。しかし、障害者自立支援法の施行により、小規模(福祉)作業所や小規模通所授産施設も法体系の中で位置づける必要性が出てきました。国の方針で小規模(福祉)作業所への補助金は削減されるうえ、運営組織の強化や機能とサービス内容の充実を図るためにも、今後5年間で障害者自立支援法による新体系・新事業へ移行する必要があります。

今後は就労移行支援や就労継続支援、あるいは地域活動支援センターⅢ型などの新体系へサービス提供事業所が移行していくための支援が重要です。

また、ニーズ調査で「サービス提供場所が少ない」との回答が多かったデイサービス事業が新体系への移行に伴い生活介護や地域活動支援センターⅡ型等になり日中活動の場を保障できるよう施策を進めていく必要があります。

2-2-2 方針

障害者自立支援法のもとで障害福祉サービスの区分がこれまでの居宅サービスと施設サービスから居住系サービスと日中活動系サービスになりました。すなわち、障害福祉サービスは障害種別や居宅・施設などの区別ではなく、障害者ひとり一人の個別のニーズや生活に応じて活動や支援内容を選ぶものとなり、文字通り障害者の自立と社会参加を支える仕組みが誕生したといえます。

東大阪市では障害者（児）がいきいきと生活できるように、このような仕組みを利用して日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、児童デイサービス、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス等）のメニューの充実が必要となっています。

日中活動の場として、生活介護は区分3以上でしか利用できず、これまでデイサービスを利用されていた方の内区分1や2の方が利用できる場所はありません。また、家での引きこもりから小規模(福祉)作業所によりやく通うようになった方へサービス再編後も居場所が保障されるサービスが必要です。そのような方々の日中活動の場として、地域活動支援センターの役割が重要で、これまでのデイサービスのような形態や小規模(福祉)作業所が移行したものなどを含め整備を図ります。なお、聴覚障害者やろう重複障害者の日中活動の場としては、平成19年4月に大阪府内では2番目の通所授産施設「あいらぶ工房（港晴の里）」が大阪市港区に開設されます。

また、日中短期入所事業(日中ショート)や障害児タイムケア事業による日中一時支援の拡充も重要です。

今後は、日中活動系サービスの拡充を行い障害児（者）がいきいきと日中活動を過ごせるよう基盤整備を図ります。身近なところで効果的・効率的にサービスを提供できる仕組みを構築し、施設から日中活動系サービスを独立させることによって、施設入所者以外の障害者も入所施設等が実施する日中活動系サービスを利用できるなど、障害者が自分に合ったサービスを選べるよう基盤づくりに努めます。このようなサービス提供事業所を確保するため、概ね5年程度をかけて授産施設や更生施設等の障害者施設に対して障害者自立支援法による新体系（日中活動の場等）への移行を図ります。

2-2-3 主な施策・事業の展開

1) 日中活動系サービスの確保

24時間を通じた施設での生活から地域と交わる暮らしへ移行できるように、サービス提供事業所の移行や確保に努め、日中活動系サービスの拡充に努めます。

事業名	事業内容	主な関係機関	
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	障害者支援室、各福祉事務所	
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。	障害者支援室、各福祉事務所	
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	障害者支援室、各福祉事務所	
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	障害者支援室、各福祉事務所	
就労継続支援（A（雇用）型・B（非雇用）型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	障害者支援室、各福祉事務所	
地域活動支援センター	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。 ●地域活動支援センターⅠ型 相談支援事業を実施します。専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。 ●地域活動支援センターⅡ型 地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。これまでのデイサービスのようなものです。 ●地域活動支援センターⅢ型 地域の障害者のための援護対策として地域の小規模（福祉）作業所等が移行するものです。	障害者支援室、各福祉事務所	
支援事業 日中一時	日中短期入所事業（日中ショート）	これまでの短期入所事業の日帰り利用です。介護給付の短期入所事業（ショートステイ）で支給決定されている日数内で利用できます。	障害者支援室、各福祉事務所
	障害児タイムケア事業	障害のある小中高生等の放課後保障および休日や夏休み等長期休暇の際の活動の場です。	障害者支援室、各福祉事務所
経過的デイサービス事業	これまでの障害者デイサービス事業（平成19年3月31日まで）です。平成19年4月1日以降は地域活動支援センターⅡ型への移行を目指します。	障害者支援室、各福祉事務所	

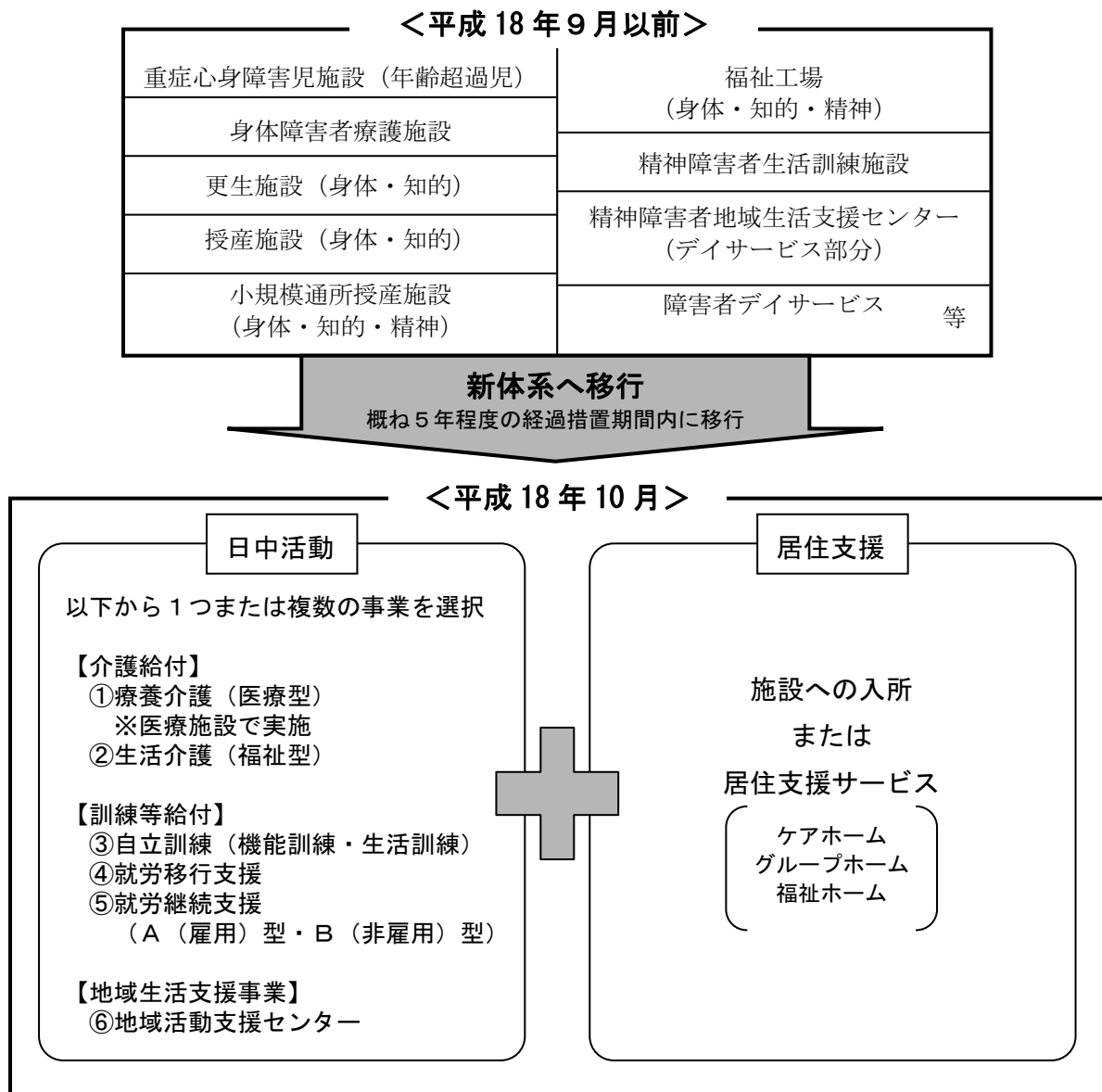
2) 小規模(福祉)作業所の法に基づくサービスへの移行

小規模(福祉)作業所には、介護給付の生活介護や訓練等給付の就労継続支援および地域生活支援事業の地域活動支援センターⅢ型など、平成18年10月からはじまった障害福祉サービスの新体系への移行を促進します。また、小規模(福祉)作業所への補助金を見直すとともに、激変緩和措置として新体系へ移行する5年間は補助金にかわる支援を行います。

規模が現在5～9人までの事業所を中心に地域活動支援センターⅢ型に移行を誘導します。また10人以上の事業所についてはNPO法人等の法人格取得を条件に小規模通所授産施設の補助単価に相当の特例措置を設け、5年以内に障害福祉サービスの新体系の中で訓練等給付事業等への移行を誘導します。但し、この特例措置は5年後に廃止します。

5年間は補助金制度も継続しながら、地域活動支援センターⅢ型等への移行を支援していきます。

図40 施設・事業体系の見直し



2-3 入所・入院等から地域生活への移行を支える居住系サービスの充実

2-3-1 現状と課題

平成18年4月現在、東大阪市内に障害者入所施設は知的障害者更生施設が1事業所、グループホームが58箇所あります。また、大阪府内の入所施設で多くの方が暮らしています。東大阪市新障害者プランの平成20年度の目標に対する平成17年度の達成率をみると、グループホームでは身体障害者・知的障害者で76.1%、精神障害者で65.5%となっており、ホームヘルプサービスやデイサービスの達成率（6割未満）を上回っています。これは、サービス提供事業者とともに東大阪市が障害の重度の方も含めて地域で暮らす支援を積極的に推進した結果といえます。

ニーズ調査より、現在の住まいの種類別に将来暮らしたい住宅をみると、現在障害者入所施設で暮らす方はグループホームへの移行希望が最も多くなっています。障害者入所施設で暮らす方の地域生活への移行希望を実現するためには、今まで東大阪市が進めてきた地域で暮らす支援を継続し、障害者が地域で普通に暮らせるグループホーム等の基盤整備が必要です。

また、障害者入所施設での入所期間の長期化など、本来の施設機能と利用者の実態の乖離が全国的に指摘されており、施設の機能を必要としない障害者には一人ひとりの身近な地域で地域と交わるような生活の場を提供する必要があります。

大阪府も金剛コロニーや砂川センターなど大規模入所施設の地域移行支援を進めており、現在東大阪市が援護の実施者である両センター等の入所者のうち、平成18年4月1日現在で31人が退所による地域移行を望んでおり、グループホームやケアホームなどの基盤整備が問われています。

さらに、精神障害者は、精神病床数の多さの反面、地域で障害者を支えるための社会資源、支援体制が不十分なために退院可能でも入院している精神障害者が全国で約7万人いるといわれています。この点で、国は医療計画で精神病床数の削減を進めており、東大阪でも「受け入れ条件を整えば退院可能な精神障害者」97人^⑦の地域の受け皿として居住系サービスの充実が必要となっています。

表 35 東大阪市が援護の実施者で府立大規模施設からの地域移行予定者数
(平成23年度末まで)

	金剛コロニー	砂川センター	身障センター	合計
在籍者	38	10	7	55
移行予定者	22	3	6	31
更生施設移行予定者	12	3	2	17
授産施設移行予定者	10	0	4	14

* 平成18年4月1日

資料：大阪府

^⑦ 大阪府「市町村障害福祉計画策定に向けての大阪府基本指針」（平成18年9月）より平成23年度の退院目標値

2-3-2 方針

入所期間の長期化など、本来の施設機能と利用者の実態の乖離を解消し、地域での生活を望む障害者を支援するため、また、地域における多様な生活のあり方を確保するため、入所施設のサービスを日中活動系サービスと居住系サービスに分離し、新たな居住支援の確立に努めます。地域における居住の場としてグループホームとケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行に努めます。

施設入所者・長期入院者の地域移行を促進するだけでなく、地域で家族と同居している方で単身での生活を望んでおられる方の移行を促進するため、グループホームの立ち上げや日中活動の場の調整を行う地域の拠点として地域移行支援センターの設置を検討します。

2-3-3 主な施策・事業の展開

1) 居住支援の分離

障害者入所施設から日中活動系サービスと居住系サービスを分離します。障害者入所施設は、住まいとして、また、日中活動の場として、より魅力的なものにしていくことが求められ、サービス向上が期待できます。

事業名	事業内容	主な関係機関
障害者支援施設での夜間ケア等 (施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障害者支援室、各福祉事務所

2) 地域移行支援センターの設置

地域において、グループホームの立ち上げや日中活動の場の調整を行うため地域移行を推進する拠点として地域移行支援センターの設置を検討します。

事業名	事業内容	主な関係機関
地域移行支援センター事業	大阪府立大規模施設入所者の地域移行支援が進められており、入所者の地域移行が円滑に行われるよう、地域移行を推進する拠点の整備を検討します。	障害者支援室、各福祉事務所

3) ケアホーム・グループホーム等の充実

グループホーム等に対しサービス管理の仕組みを制度化するとともに、ホームヘルパーなど外部のサービスを利用する場合の責任の所在を明確にすることでサービスの質の確保を図ります。また、グループホームの住居ごとに世話人を指定する仕組みを改め、世話人1人が複数のグループホームを担当することを認め、地域での居住の場の拡大を図ります。

国の緊急支援策としてグループホーム等への立ち上げ支援を進めるとともに、ケアホームの重度障害者への生活支援員の確保・充実を図るため、市として支援を図ります。

事業名	事業内容	主な関係機関
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	障害者支援室、各福祉事務所
共同生活介護 (ケアホーム)	共同生活を行う住居で、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。入居者の状態に応じた適切なケアを確保する観点からケアホームを制度化します。	障害者支援室、各福祉事務所

4) 身体障害者の地域生活支援の充実

身体障害者の地域生活への移行のためには、身体障害者のグループホームやケアホームが法内サービスに位置づけられる必要があります。現在市内に身体障害者のケアホームが1箇所ありますが、今後の施設整備について早急に検討します。

また、療護施設の利用者も多いものの、市内に施設がないため、すべて市外での利用となっています。今後は身体障害者の利用意向も踏まえ市内での施設整備も検討します。

2-4 障害者の雇用・就労の促進

2-4-1 現状と課題

ニーズ調査より、障害者の就労の意向と現在の就労状況を比較すると、「仕事をしたい（続けたい）」方は過半数（51.1%）を超えているものの実際に「仕事をしている」方は32.7%にとどまっています。また、現在の就労形態と希望する就労形態をみると、福祉的就労にあたる「授産施設等」と「共同作業所」の合計は希望する就労形態では49.4%で現在の就労形態での72.0%を22.6ポイント下回っています。一方、一般就労にあたる「自営業」、「家業の手伝い」、「会社や団体の正規の職員」、「パート、アルバイト、臨時雇い」の合計は希望する就労形態では38.3%で現在の就労形態での22.6%を15.7ポイント上回っています。このように、働きたい人が現在働いている人を上回っている上に、一般就労の希望が高くなっています。

また、東大阪市の15～17歳の盲・聾・養護学校または地域の学校の普通学級または養護学級に通っている障害児は卒業後の進路として、「障害者の施設に通所したい」に続いて「就職したい」が1割強となっています。

このように障害者の就労意欲は高いものの、自分の障害の特性にあった受け入れ先がないなどの理由で、やむなく就労していない場合が潜在的に多く存在しています。

さらに、国の調査では、一度授産施設等に通所・入所すると一般就労につながりにくい事や障害のある方が離職した場合の再チャレンジの受け皿が少ないなどの問題が指摘されています。

東大阪市では、就労支援として、「わっトライ！」（東大阪市障害者就業・生活支援準備センター）がハローワークとの連携を深めながら、日々の就労相談から就職へのサポートを行っています。また、市内在住者が市内の事業所で国のトライアル雇用^⑧を適用されている場合、市独自の助成を行っています。障害者雇用を行う事業所には、特定求職者雇用開発助成金（障害者雇用奨励金）の制度を適用し、1年から1年半を超えて雇用継続の場合、市単独で助成しています。しかしながら職場適応を容易にするためのジョブコーチ^⑨など未整備の事業や制度も多くあります。

このように、障害者は就労意向が強く、福祉的就労より一般就労への希望が高いにもかかわらず、その受け皿や一般就労へ移行する体制は十分ではない状況です。

このような状況の中、平成18年度から市内に府立たまがわ高等支援学校が開設されたことは今後の障害児の就労支援に力強い味方になります。また、「わっトライ！」（東大阪市障害者就業・生活支援準備センター）による生活面と就労面の総合的な支援、「ジョブねっと」による精神障害者の就労支援、新たな授産施設開設や新体系移行に向けた施設の再編整備の動きなども、新たな障害者の雇用・就労支援として期待されています。

今後、東大阪市では、障害者の就労意欲や一般就労への希望を実現するために、このような新たな事業や動きと連携した就労への移行体制の整備や一般就労の場の開拓が重要となっています。

^⑧ 障害者を短期の施行雇用で受け入れること

^⑨ 職場適応援助者のこと

2-4-2 方針

働く意欲や能力がある障害者の就労支援を充実するとともに、福祉施設から一般就労への移行等を推進します。また、改正障害者雇用促進法及び障害者自立支援法の施行を踏まえて、障害福祉サービスの就労移行支援事業や就労継続支援事業と、公共職業安定所や市などの雇用施策との連携を強化し、地域で福祉、労働、教育等の関係機関が障害者就労支援のネットワークを構築します。精神障害者については就労支援のネットワーク（ジョブねっと）と障害福祉サービスの連携も重視します。

一般就労への移行を図る雇用施策としてはトライアル雇用や障害者雇用奨励金などを活用します。一般就労での定着についてはジョブコーチ制度の検討が必要で、制度の実施に努めます。また、就労移行支援として障害者パソコン講座などの開催も継続して検討します。

就労の場の開拓としては、授産施設や小規模（福祉）作業所と企業とのコーディネートが重要です。企業の側もどのような仕事をどのくらい出来るかがわかれば授産施設や作業所に仕事を依頼できます。東大阪市では入札等にかかわって単なる価格入札だけではなく障害者雇用状況などを加味した総合評価競争入札制度の検討が始まっており、その結果として一般就労の就職先が拡充していけるよう努めます。

就職以後の対策としては、「わっトライ！」（東大阪市障害者就業・生活支援準備センター）を中心に生活面・就労面を総合的かつ重層的に支えるネットワークづくりを進めます。

精神障害者について、平成 17 年に障害者雇用促進法が改正され、平成 18 年度から「障害者法定雇用率」の算定対象に精神障害者保健福祉手帳所持者が加えられました。これを受けて精神障害者に対する就労面での相談支援体制や適応訓練事業等の充実に努めます。また、大阪精神科診療所協会東大阪ブロック会内に障害者地域生活支援部会（仮称）が発足の予定であるなど、福祉、労働、医療等のさまざまな分野から精神障害者の生活支援体制づくりに努めます。

2-4-3 主な施策・事業の展開

1) 新たな就労支援事業など就労への移行を進める訓練等の充実

障害福祉サービスの訓練等給付に、福祉施設利用者や養護学校卒業者に対し一般就労に向けた支援を行う「就労移行支援事業」を創設するとともに、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者が支援を受けながら働く「就労継続支援事業」を展開します。また、東大阪市では平成17年度に初めて障害者用のパソコン講座を開催しており、毎年の実施を目指しています。

事業名	事業内容	主な関係機関
就労移行支援事業	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	障害者支援室、各福祉事務所
就労継続支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ● A（雇用）型 養護学校卒業者や離職した人等が対象です。雇用契約に基づき働きながら、一般就労も目指す事業です。定員の2割までの範囲で定員とは別に障害者以外の方を雇用することもできます。 ● B（非雇用）型 年齢や体力面で一般就労が難しい人等を対象に、雇用契約は結ばずに、就労機会を提供する事業です。工賃の目標額を事業所ごとに定め、その引き上げを図ることとしています。 	障害者支援室、各福祉事務所

2) 一般就労への移行と定着を図る雇用施策の推進と障害福祉サービスとの連携強化

障害福祉サービスの就労移行支援事業等と雇用施策の連携を強化し、障害者の適性にあった就職のあっせん等を行います。雇用施策としては障害者雇用促進法改正に併せて創設された地域障害者就労支援事業を中心に、障害者就業・生活支援センター事業、トライアル雇用事業、ジョブコーチ、ジョブねっと等の支援等により福祉的就労から一般就労への移行に努めます。

事業名	事業内容	主な関係機関
地域障害者就労支援事業との連携	公共職業安定所が中心となって、関係機関からなる個別の支援チームを作り、就職に向けた準備から職場定着まで一貫した支援を行っています。公共職業安定所と市役所の連携を強化します。	布施公共職業安定所、障害者支援室、各福祉事務所、労働雇用政策室等
障害者就業・生活支援準備センター事業との連携	「わっトライ！」（東大阪市障害者就業・生活支援準備センター）では就業と生活の両面にわたる一体的な相談・助言を行っています。また、事業主に対する雇用管理や職場環境等に関する助言とともに、障害者には作業遂行上の支援なども行っています。	労働雇用政策室等

ジョブコーチ支援の検討	知的障害者、精神障害者の職場適応を容易にするため、職場にジョブコーチ（職場適応援助者）を派遣する事業です。導入を検討します。	労働雇用政策室等
トライアル雇用の維持	公共職業安定所の職業紹介により、障害者を短期の試行雇用（トライアル雇用）で受け入れることにより、事業主に対し奨励金を支給し、事業主の障害者雇用のきっかけをつくっています。国の支給金とは別に、市内の事業所が市内在住の障害者を3ヶ月間トライアル雇用した場合、その事業所に東大阪市が2万円を支給しています。	布施公共職業安定所、労働雇用政策室等
特定求職者雇用開発助成金（障害者雇用奨励金）の維持	市内に住所を有する障害者を常用雇用労働者として雇用する市内事業所（事業主）に対し、障害者の雇用促進を目的として、雇用奨励金を支給しています。	労働雇用政策室
「ジョブねっと」との連携	心の病をもつ方の「働きたい」思いを実現するための就労支援ネットワークです。東大阪市の保健センター、医療機関、小規模通所授産施設、地域生活支援センター、事業所などが定期的な集まりを持ち、学習会や情報交換にとどまらず、ジョブガイダンス（就労準備講座）の実施など具体的な取り組みを行っています。	保健センター等関係機関

図41 福祉施策と雇用施策の連携による就労支援の概略

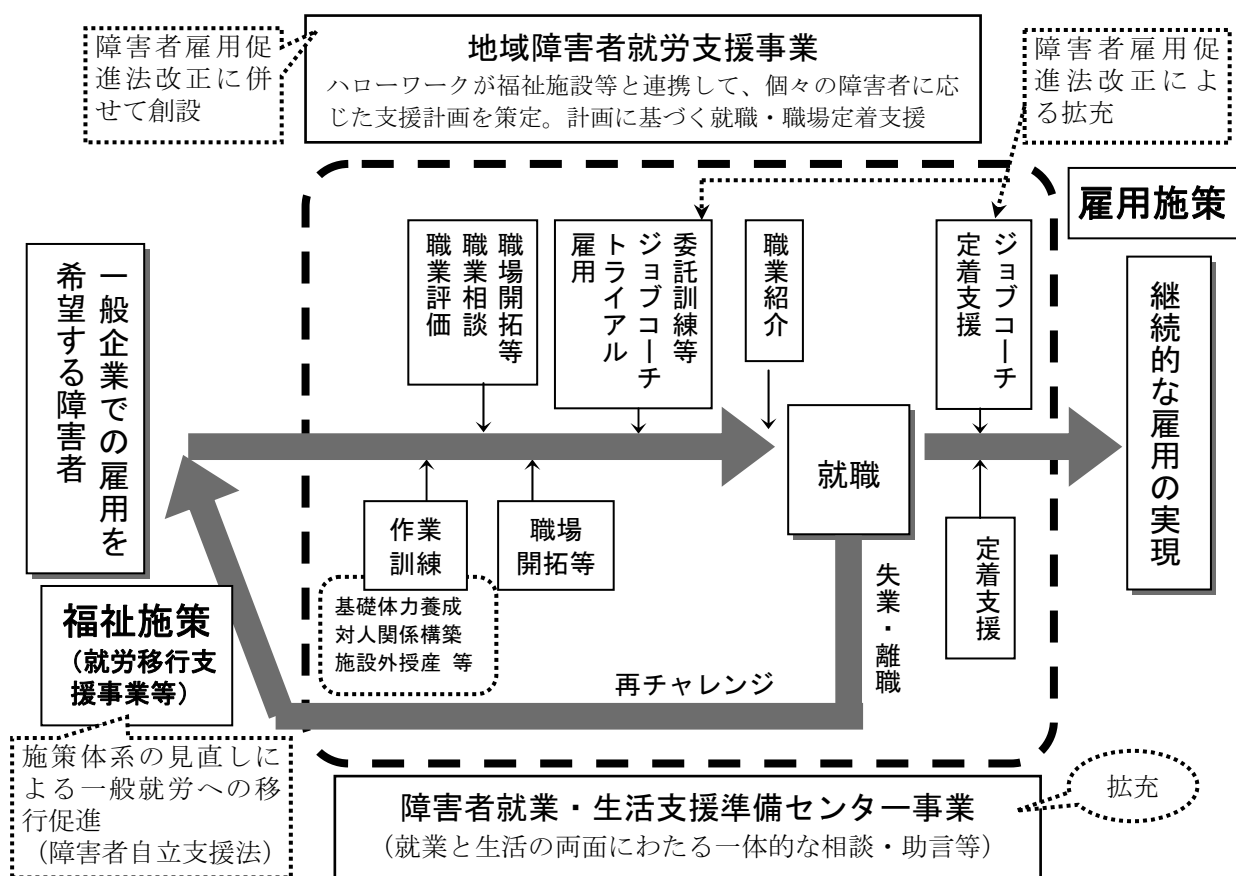
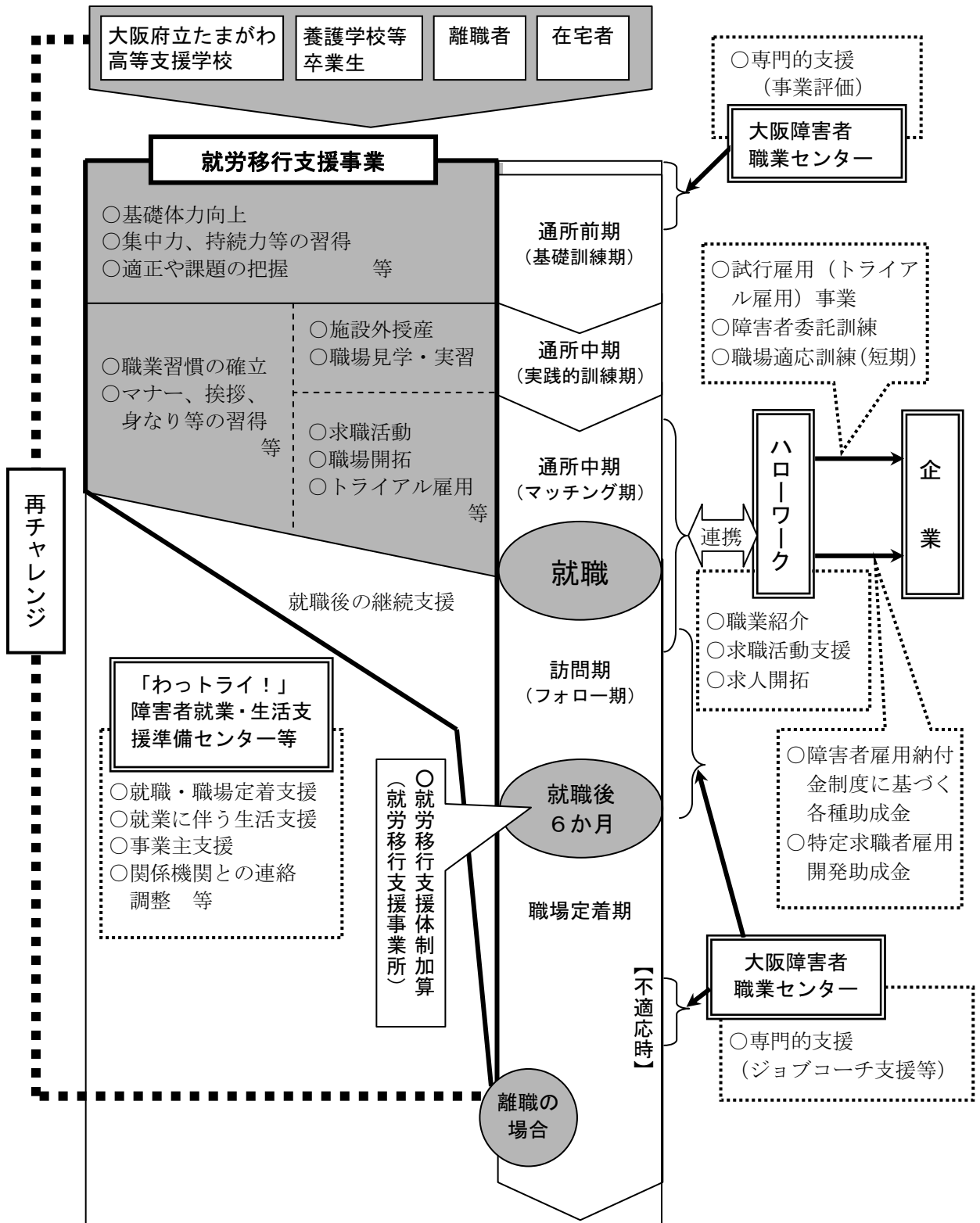


図 42 就労移行支援事業と雇用施策の連携



3) 就労の場の開拓

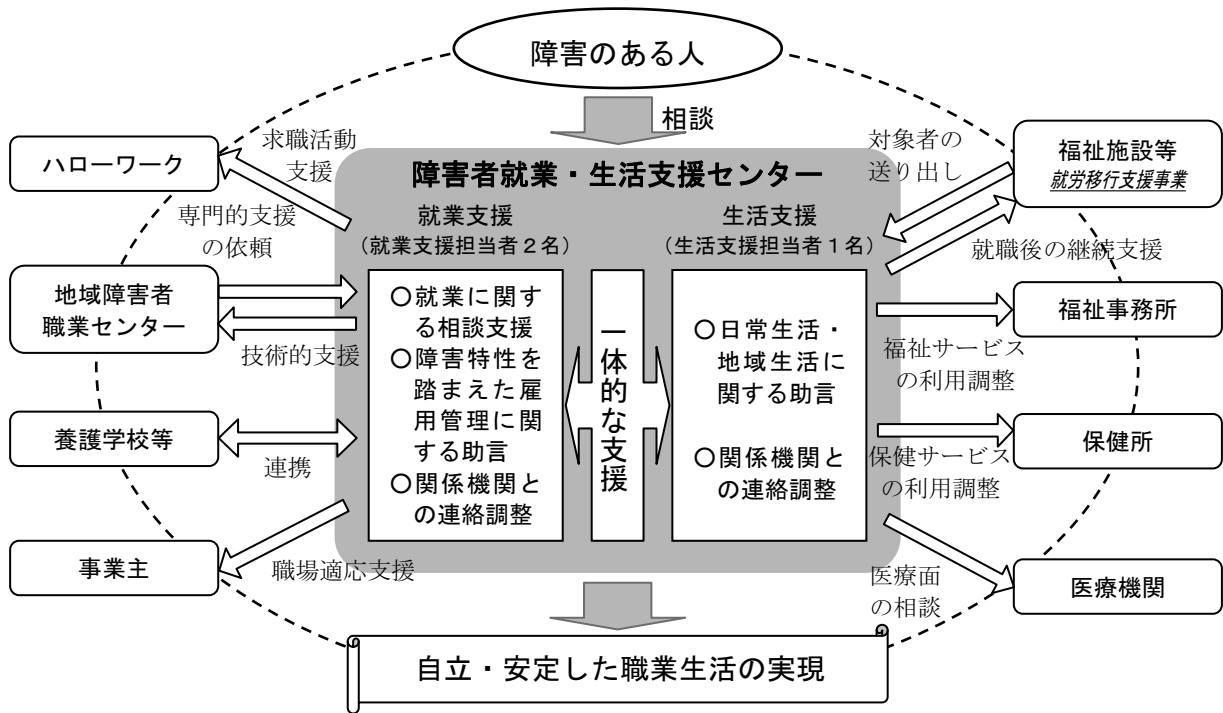
東大阪市では職業の訓練等は授産施設、小規模（福祉）作業所などの既存のサービス提供事業所やサポートする体制が一定整備されていますが、就職先の開拓は近年の不況も重なり大変難しい状況です。今後は、雇用率制度に基づいて、民間事業所や公共施設等での障害者雇用の促進に向け取り組むとともに、授産活動等の工賃を引き上げるための取り組みや製品の販売所等について検討します。

事業名	事業内容	主な関係機関
雇用率制度に基づく雇用の促進	障害者の自立促進と雇用促進を目指す制度です。民間企業、国、地方公共団体は、雇用率制度によって一定の割合以上の障害者を雇用しなければならないとされています。障害者雇用促進法改正により、精神障害者も雇用率制度の算定対象となりました。東大阪市では、雇用率制度の広報に努めます。また、市役所内で障害者の採用を推進しているところですが、今後は、知的障害者や精神障害者の雇用促進にむけた仕組みづくりも検討します。	労働雇用政策室、人材育成室
授産活動等の工賃を引き上げるための取り組みの検討	東大阪市はものづくりのまちとして全国的にも知名度の高い市であり、障害者の中にも、ものづくりの経験を有している人が多数います。市内事業者と連携して作業所等における生産技術の高度化に向けた指導を行うなど、事業者のノウハウを活用した取り組みを進めるとともに、生産コスト等による競争力がある場合は、そうした情報を市内事業者に発信して利用を促したり、事業者のネットワークを活用して新たな販路を開拓するなど、東大阪市の特長を生かした障害者の「働くこと」への支援を進めていきます。	労働雇用政策室、障害者支援室、各福祉事務所等
授産活動等による製品の販売所等の検討	市役所や商店街等の空きスペースを活用して、授産活動等による製品の販売所等の設置を検討します。また、作業所等への行政の優先的発注や適切な発注量・品目の調節、作業所製品のPRなど、各種支援を行います。	労働雇用政策室、障害者支援室、各福祉事務所等
総合評価競争入札制度の検討	市役所の役務・物品・工事等の入札に際し、価格入札だけではなく障害者雇用状況などを加味して事業者を選定する総合評価競争入札制度の検討が始まっています。	財務部調度課

4) 東大阪市障害者就業・生活支援準備センターを中心とした就職以後の支援

東大阪市障害者就業・生活支援センターの設立に向け、東大阪市内に「わっトライ！」（東大阪市障害者就業・生活支援準備センター）が設置されています。東大阪市障害者就業・生活支援センターは、就職を希望されている障害者、あるいは在職中の障害者が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携のもと、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面と生活面の一体的な支援を行います。東大阪市では東大阪市障害者就業・生活支援センターを軸に障害者の就労・雇用に係るネットワークづくりに努めます。

図 43 東大阪市障害者就業・生活支援センターのイメージ



◆障害者就業・生活支援センターでの業務の内容

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある人に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。

〈就業面での支援〉

- 就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
- 就職活動の支援
- 職場定着に向けた支援
- 障害のある人それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言
- 関係機関との連絡調整

〈生活面での支援〉

- 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
- 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
- 関係機関との連絡調整

2-5 相談支援の提供体制の確保

2-5-1 現状と課題

東大阪市では、各福祉事務所や各保健センターにおいて、相談やサービスの調整などの支援を行っています。また障害者自立支援法施行以前から身体・知的・精神の障害種別ごとに地域に根ざしたきめ細かな新しい相談支援体制づくりを進めてきました。身体障害者への生活支援事業は、在宅の障害者やその家族の地域における生活を支援するため定められた「市町村障害者生活支援事業実施要綱」（平成8年5月10日付厚生省社会援護局長通知(当時)）を受けて進められました。障害児と知的障害者・精神障害者への生活支援事業は、大阪府による地域療育等支援事業、精神障害者地域生活支援事業として進められ、東大阪市では平成9年に精神障害者地域生活支援事業がスタートし、平成10年10月に地域療育等支援事業が始まり、平成13年10月から市町村障害者生活支援事業が始まりました。

もともと、個々の個別援助プログラム作成のため、ケア会議が位置づけられていた地域療育等支援事業にかかる生活支援センター・療育センターと、福祉事務所等とのケア会議は平成14年3月1日に始まり、平成16年から市町村障害者生活支援事業にかかる生活支援センターも含めた合同会議となり、平成17年から精神障害者地域生活支援センターも参加しました。

また、大阪府では障害者就業・生活支援準備センターなどの特定の支援も行ってきました。

このように、これまで障害者への相談支援は主に障害の種別や年齢等でそれぞれの生活支援センターや療育センターが役割を分担してきましたが、保健・福祉・医療・教育・就労などの総合的な支援が必要との認識のもと、平成17年度に「障害者サービス利用サポート事業」として、生活支援センター、養護学校、公共職業安定所、就業・生活支援準備センター、身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所、子ども家庭センター、保健・医療、行政機関などからなるサービス調整会議を立ち上げ、ネットワークの強化を進めています。近年ようやくそれぞれの関係機関が一体となって新たな相談体制づくりが始まったところです。

また、聴覚障害者に対しては手話通訳者を市内3箇所の福祉事務所に配置し相談支援を行って来ました。

しかし、ニーズ調査では障害者が必要と感じる情報で「相談できる場所の情報」に多くの意見が集まるなどこれまでの縦割りの相談支援体制が分りにくく、新たに始まった取り組みはまだまだ認知されていない状況です。

今回、障害者自立支援法により自立支援給付の支給決定プロセスに東大阪市の相談支援が必須となりました。東大阪市ではこれまで以上に柔軟な体制で障害者や家族からの相談に応じるとともに、障害者一人ひとりの心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況なども把握する必要があります。さらに、近年、障害当事者のピアカウンセリング[®]など、障害者自らが社会的活動を行う例が増え、専門的な相談だけでなく、当事者同士が交流し相談し合えるような当事者活動の重要性が増しています。

このような中、東大阪市では障害者が分りやすく使いやすい相談体制を整備するとともに、総合的な協働支援によって様々なケースに対応できる仕組みづくりが必要となっています。

[®] ピアカウンセリング（ピア＝仲間）とは同じ障害や悩みのあるカウンセラーが自分の体験をもとに日常生活上の問題や、生活能力の取得に関する個別的援助・支援を行うものです。

2-5-2 方針

相談支援の提供体制について大阪府と東大阪市に障害種別で分散している状況を改め、障害種別に関わらず東大阪市に一元化します。ただし、大阪府は専門性の高い支援や広域的対応を要するものなど、東大阪市だけでは対応できない課題を支援します。

また、障害者が地域において自立した生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。とりわけ精神障害のある人は相談相手の存在を重視する人が多く相談業務や窓口体制の充実が必要です。東大阪市では各福祉事務所や各保健センターをはじめとして相談支援体制を強化します。

今回の制度改正で相談支援事業が位置づけられ、利用者の一部ではありますが障害者ケアマネジメントがサービス利用計画作成費として制度化されました。今後は、相談・申請からサービスの調整、ケアプラン作成、モニタリングなど総合的かつ適切な相談支援が必要となります。このため、地域の実情に応じ、中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、サービス提供、雇用、教育、医療等の関係者からなる東大阪市自立支援協議会を設けるなど、総合的な協働支援体制の構築を図ります。

また、重度心身障害児（者）、精神障害者や発達障害のある方などではとりわけ医療とのかわりも多く、東大阪市立総合病院との連携強化に努めます。

さらに、外国籍住民に対する多言語での情報提供、相談支援体制の整備に努めます。

2-5-3 主な施策・事業の展開

1) 三障害に対応した相談支援体制の構築

障害の種別にかかわらず東大阪市の実情に応じた相談支援体制を構築します。

事業名	事業内容	主な関係機関
障害者相談支援事業の実施 (東大阪市自立支援協議会の運営等)	東大阪市は、障害者等の福祉に関する様々な問題に障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整や障害者等の権利擁護のために必要な援助(相談支援事業)を行います。相談支援事業を実施するにあたっては、東大阪市自立支援協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進します。	指定相談支援事業者、大阪府、障害者支援室、各福祉事務所等

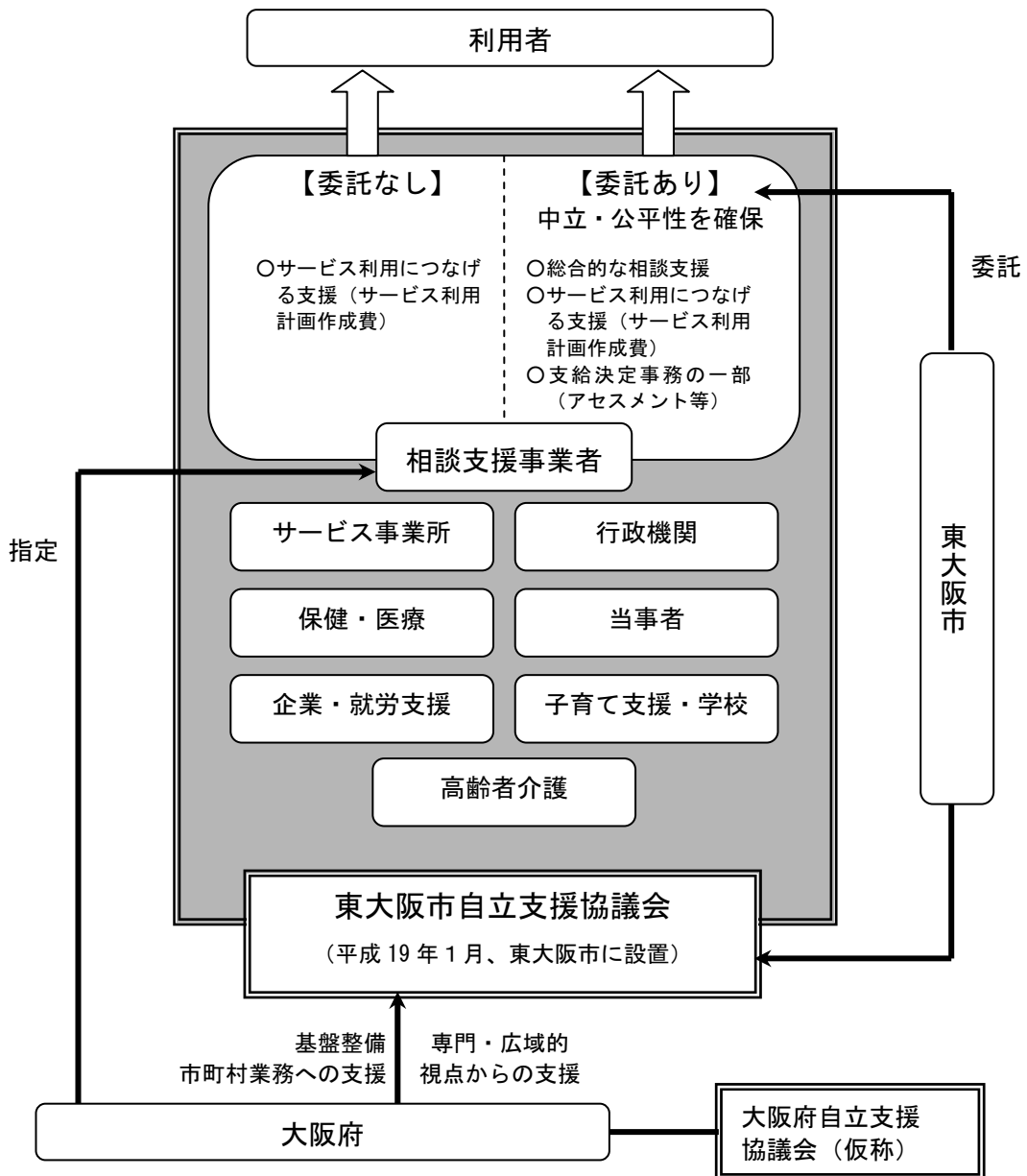
	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等） ●社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等） ●社会生活力を高めるための支援 ●ピアカウンセリング ●権利の擁護のために必要な援助 ●専門機関の紹介 ●東大阪市自立支援協議会の運営 ●相談支援機能強化事業 ●障害児（者）地域療育等支援事業 <p style="text-align: right;">等</p>	
精神障害者に係る相談支援体制の強化	障害者の一般的な相談支援は障害種別をこえて横断的に一元化されますが、精神障害者にかかる相談支援体制については、その障害の特性から医療、福祉などの関係機関や都道府県による専門的支援との連携を強化します。	指定相談支援事業者、大阪府、障害者支援室、各福祉事務所、保健所等
子どもの相談支援	子ども固有の相談支援や保護者・家族の相談支援を実施しています。	療育センター等

表 36 地域活動支援センター I 型への移行（平成 18 年 10 月）

		地域活動支援センター I 型	
		地域生活支援センター ふう	花園地域生活支援 センター
対象となる方	身体障害者	×	○
	知的障害者	×	○
	精神障害者	○	○
	障害児	×	×
地域活動支援センターが提供しているサービス	相談支援	○	○
	生活支援	食事会 実費負担	食事会 実費負担
	地域交流	実費 負担	実費 負担
	余暇支援	実費 負担	実費 負担
	入浴	1 回100円	×
	機能訓練	×	×
	社会適応訓練	パソコン教室実費負担	パソコン教室実費負担
	就労訓練	○	×

資料：東大阪市障害者支援室

図 44 東大阪市の相談支援体制



第3章 計画の基本的な方針と施策展開

2) サービス利用計画作成の支援

特に計画的な支援を必要とする方を対象として、サービス利用のあっせん・調整などをおこなうためのサービス利用計画作成費の給付を制度化し、サービス利用につなげる相談支援を実施します。

事業名	事業内容	主な関係機関
サービス利用計画作成費の支給	特に計画的な支援を必要とする障害者を対象として、サービス利用のあっせん・調整などを行うための給付（サービス利用計画作成費）が制度化されました。このような方が指定相談支援事業者からサービス利用のあっせん・調整等を受けたとき、サービス利用計画費を支給します。	指定相談支援事業者、大阪府、障害者支援室、各福祉事務所

3) 人権に配慮したきめ細かな対応

障害者の人権に配慮し、権利を擁護するため、知的障害者、精神障害者等の日常生活の支援や児童虐待の防止・解消に向けた取り組みを実施します。また、苦情処理の仕組みづくりを検討します。

事業名	事業内容	主な関係機関
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ります。	指定相談支援事業者、大阪府、障害者支援室、各福祉事務所、保健所健康づくり課等
児童虐待への対応	東大阪市では児童虐待への対応として子どもに関わる全ての機関による要保護児童対策地域協議会を設置しています。関係機関の連携のもとで、情報を共有し、具体的支援を行うほか、児童虐待防止に関する啓発活動や事例研究を行い、児童虐待の未然防止に努めます。	子育て支援課
ピアカウンセリング	ピアカウンセリング（ピア＝仲間）とは同じ障害や、悩みのあるカウンセラーが自分の体験をもとに日常生活上の問題や、生活能力の取得に関する個別的援助・支援を行うものです。指定相談支援事業の中に含まれています。	指定相談支援事業者、大阪府、障害者支援室、各福祉事務所等

2-6 地域での生活を支える地域生活支援事業の実施

2-6-1 現状と課題

障害者自立支援法の施行にともない、平成18年10月1日からサービスの体系や利用の仕方が大きく変わっています。全国共通の106項目の障害程度区分認定調査を必要とする居宅介護（ホームヘルプサービス）や短期入所事業（ショートステイ）などの介護給付等^⑩と市町村独自の移動支援（ガイドヘルプサービス）や経過的デイサービス事業などの地域生活支援事業があります。地域生活支援事業については、身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児それぞれについて、住民に身近な市町村が中心となってサービス提供内容やその実施を定めることとなりました。

地域で支えるサービスとして位置づけられている地域生活支援事業は、必須事業に①相談支援事業、②コミュニケーション支援事業、③移動支援事業、④日常生活用具等給付事業、⑤地域活動支援センター事業があり、その他事業に日中一時支援事業、生活サポート事業、経過的デイサービス事業などがあります。

移動支援（ガイドヘルプサービス）のニーズは高く、これまでのマンツーマンの個別支援型以外に新たにグループ支援型が導入されました。対象者の範囲が広がり、屋外での移動に著しい制限のある視覚障害者（1・2級の者）や全身性障害者および同等のサービスが必要であると認める者、知的障害者、障害児のほか、新たに一人での外出が困難な精神障害者も含まれました。また、利用内容の範囲も広がり、余暇活動等社会参加のための外出で、家から宿泊先までの往復の送迎も認められました。

日中一時支援ではかねてから要望の強かった日中短期入所（日中ショート）が継続し、新たに障害児タイムケア事業が始まりました。市内在住の小中高校生等を対象に、放課後保障、休日保障、夏休みなどの長期休暇時の保障、緊急一時預かりも含む事業をめざしています。

生活サポート事業は、障害程度区分認定で非該当になった方で、見守りや家事支援が必要な方への保障として始められました。

このほか地域活動支援センターをはじめ、地域の実情に応じて地域生活を支えるために柔軟に実施されることが好ましい事業について、取り組みを進めていく必要があります。

^⑩ 49頁の【参考 個々の障害の状態に合わせた総合的な自立支援システムの構築のイメージ】参照

2-6-2 方針

地域生活支援事業は、障害者及び障害児がその有する能力及び適性及びサービス利用意向などに応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、東大阪市の実態や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態で東大阪市が効率的・効果的に実施するものです。地域生活支援事業の必須事業である①相談支援事業、②コミュニケーション支援事業、③移動支援事業、④日常生活用具等給付事業、⑤地域活動支援センター事業とともに、地域で支える支援としてその他事業の検討・拡充に努めます。

とりわけ聴覚障害者は、コミュニケーションが取りにくいことからストレスや不安を伴い、家への引きこもりなどにつながる場合も多く、コミュニケーション支援の拡充に努めます。

また、内部障害児（者）に対する社会参加についても支援の拡充を検討します。

2-6-3 主な施策・事業の展開

地域生活支援事業は東大阪市が実施するものです。社会福祉法人等への委託や社会福祉法人等が行う事業への補助金支給などの形態で実施しています。

事業名	事業内容	主な関係機関
相談支援事業	障害児（者）の地域での生活を支援するため、情報提供や関係機関との連絡調整、権利擁護などの相談を実施します。	指定相談支援事業者、障害者支援室、各福祉事務所
コミュニケーション支援事業	手話通訳や要約筆記の派遣などコミュニケーションの支援を行います。	障害者支援室、各福祉事務所
日常生活用具給付事業	障害児（者）の日常生活上の便宜を図るため、用具の給付等を行います。	障害者支援室、各福祉事務所
移動支援事業	ガイドヘルプサービスにより余暇活動などの社会参加が円滑に行えるよう支援します。サービスの適用除外として、通勤・利潤追求活動・法内施設への送迎およびサービス提供事業所主催のイベント等の活動への送迎・通学（ただし保護者のやむを得ない事情の場合は除く）の場合があります。	障害者支援室、各福祉事務所
地域活動支援センター	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う場を設置します。	障害者支援室、各福祉事務所
訪問入浴サービス	身体障害者に自宅での入浴サービスを提供します。	障害者支援室、各福祉事務所
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	施設入所者等で就労移行支援事業もしくは就労継続支援事業を利用し、就職等により自立をめざす方への社会復帰を促進します。平成19年3月31日まで実施します。	障害者支援室、各福祉事務所

生活支援事業		日常生活上必要な訓練・指導等を行い、社会復帰を促進します。	障害者支援室、各福祉事務所
日中一時支援事業	日中短期入所事業（日中ショート）	これまでの短期入所事業（ショートステイ）の日帰り利用です。介護給付の短期入所事業（ショートステイ）で支給決定されている日数内で利用できます。	障害者支援室、各福祉事務所
	障害児タイムケア事業	障害のある小中高校生等の放課後保障および休日や夏休み等長期休暇の際の活動の場です。	障害者支援室、各福祉事務所
生活サポート事業		障害程度区分認定の非該当の方で、見守りや家事援助が必要な方を支援します。	障害者支援室、各福祉事務所
社会参加促進事業		スポーツ・芸術文化活動等での社会参加を促進します。	障害者支援室、各福祉事務所
経過的デイサービス事業		これまでの障害者デイサービス事業（平成19年3月31日まで）です。平成19年4月1日以降は生活介護や地域活動支援センターⅡ型等への移行を目指します。	障害者支援室、各福祉事務所

表 37 東大阪市地域生活支援事業登録事業所

（単位：事業所）

		東大阪市内	大阪府内他市・他府県
移動支援		80	38
地域活動支援センター		2	-
訪問入浴サービス		0	1
日中一時支援	日中短期入所	6	6
	障害児タイムケア	2	-
生活サポート		12	-
経過的デイサービス		7	7

* 上記の事業は東大阪市へサービス提供事業所の登録申請をおこなうことが必須条件となっています。

* 平成18年11月6日

資料：東大阪市障害者支援室

2-7 円滑で公平なサービス利用のための仕組みづくり

2-7-1 現状と課題

平成15年の支援費制度の施行により新たなサービス利用が急増しました。それは、これまでの措置制度から契約への考え方の変化に伴い自己決定、利用者本位のサービス利用となったことや、サービス提供事業者にNPO法人や民間事業者が参入したことなどが大きな要因です。

障害者の地域生活支援が大きく前進した一方で、サービス利用が急増する中で、サービス利用及び提供の体制を安定的かつ恒常的なものにする必要性和支給決定における公平・公正・透明性の高いシステムづくりが求められてきました。

また、全国的にみると、支援費制度では支給決定に全国共通の評価項目や基準が定められていなかったため、同じような障害状態にあっても提供されるサービスの内容や量が地域によって異なるとの指摘もされてきました。

このような課題に対し、障害者自立支援法により障害福祉サービスの支給決定・サービス利用が制度化され、個別支援計画による部分的な対応から、指定相談支援事業所の相談員によるケアプラン作成がはじまりました。

障害者のケアプラン作成が障害者自立支援法における報酬の中に組み込まれたことで、東大阪市でも障害者一人ひとりの適性にそったサービスが計画的に提供できる仕組みを構築する必要があります。

さらに、円滑で公平なサービス利用を進めるためには、サービスの質の向上も問われます。今後は、ヘルパー養成研修も含め、人材の育成が市の大きな役割になってくると考えています。

2-7-2 方針

サービスの新規利用者が急増する中で制度を安定化するため、障害福祉サービス費、自立支援医療費ともに、国の費用負担の責任を強化し、利用者もサービスの量と所得に着目した応分の費用を負担し皆で支える仕組みとします。

また、これまでの不透明な支給決定制度から、障害程度区分の一次判定や審査会の意見聴取などによって、支給決定プロセスの透明化・明確化を図ります。

さらに、サービスを公平で適切に提供するためにサービスの質や事業所・人材の質と量の確保にも努めます。

また、障害福祉サービスの定着・拡充を図る上で市民の障害者に対する理解を深める啓発は不可欠です。今後とも東大阪市障害福祉キャンペーン実行委員会を始めとする啓発活動に努めます。

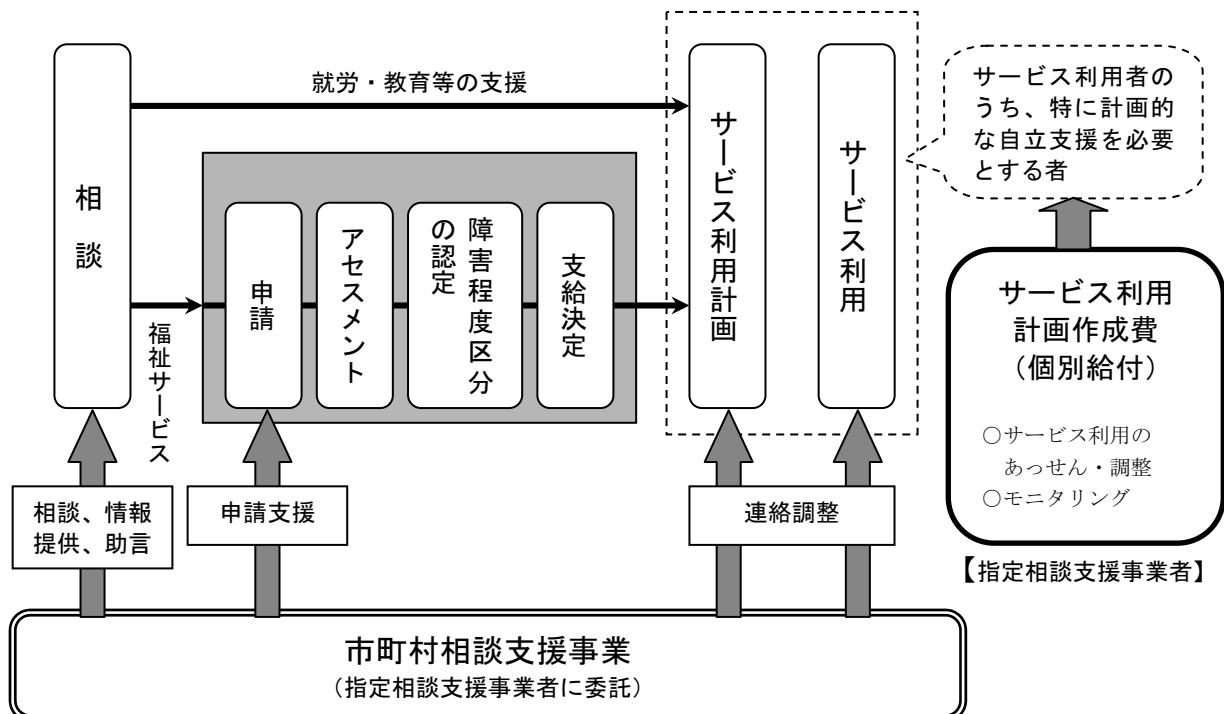
2-7-3 主な施策・事業の展開

1) 支給決定の透明化・明確化

障害程度区分の一次判定や審査会の意見聴取などによって、支給決定のプロセスの透明化・明確化を図ります。

事業名	事業内容	主な関係機関
客観的な尺度の導入	サービスの支援の必要度に関する客観的な尺度として、障害程度区分制度を導入します。障害程度区分は、サービスの必要性を明らかにするために、障害者の心身の状態を総合的に示す区分です。	障害者支援室、各福祉事務所
新しい支給決定プロセスの構築	新しい支給決定について、まず、東大阪市が事前に障害のある人に面接を行い、その調査をもとに、障害程度区分の一次判定が行われ、さらに審査会での審査を経て、最終的に東大阪市が決定します。障害福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、障害者の心身の状況（障害程度区分）、社会活動や介護者、居住等の状況、サービスの利用意向、訓練就労に関する評価を把握します。	障害者支援室、各福祉事務所

図 45 相談支援の仕組み



※支給決定事務の一部（アセスメント等）について、東大阪市から指定相談支援事業者へ委託

2) サービスの質・量の確保

サービスの質を確保するため、各サービス提供事業者にはサービス管理責任者を配置し、個別支援計画の策定を義務化します。サービス提供事業者は利用者ごとの個別支援計画に基づき、一定期間ごとに継続的な評価を行い、必要に応じて計画を見直します。また、サービス利用の伸びに対応するため、サービス提供事業者の確保に努めます。特に身体障害者を中心にデイサービスのニーズが高く、国の動向を踏まえつつ、生活介護や地域活動支援センター等の施設整備に努めます。

事業名	事業内容	主な関係機関
個別支援計画策定の義務化	各サービス提供事業者は利用者ごとにサービス管理責任者による個別支援計画を策定します。サービス管理者は、到達目標の設定、個別プログラムの作成、継続的利用、終了時の評価までを循環させて管理します。初期状態の把握は全国で統一された評価項目を使って行います。	障害者支援室、各福祉事務所

3) 人材育成・人材確保

小規模（福祉）作業所のNPO等の法人格取得や精神障害者への退院促進など、障害者を支えるサービス提供事業所ではこれまで以上に支援を担う専門的な人材を確保する必要があります。

事業名	事業内容	主な関係機関
小規模（福祉）作業所の法人格取得の支援	小規模（福祉）作業所の新体系への移行に向け、NPO法人会計の導入支援、日々の経理支援、決算支援を行います。	障害者支援室、各福祉事務所
ホームヘルパー・ガイドヘルパーの養成研修	ホームヘルパーへのスキルアップ研修や移動支援を行うガイドヘルパーの全身性・視覚・知的・精神に対する養成研修を実施できるよう、東大阪市の独自基準を検討します。	障害者支援室、各福祉事務所

2-8 障害児の適切な療育と地域での生活支援の推進

2-8-1 現状と課題

東大阪市の障害児の療育に対する取り組みの特徴は、保健センターの乳幼児健診で発達に何らかの心配や不安のあるお子さんを対象に、保健センター・家庭児童相談室・市立心身障害児通園施設（療育センター）等が連携して早期療育のため発達支援や診断等を実施していることや、すこやか教室やこぼと園（児童デイサービス）などで親子通所による小集団での支援を行っていることです。子どもたちがもっている力を引き出し、のびのびと育ていけるように、関係機関のネットワーク（保健センター・家庭児童相談室・子ども家庭センター・療育センター等）が健診から療育まで継続して構築されており、障害児の早期発見・早期療育とともに親に対する支援にも大きな役割を果たしています。

このような取り組みの基盤として昭和 55 年 4 月に開設した療育センターの存在があります。療育センターは「障害があるすべての子どもたち・人々が地域の中でごく当たり前暮らしていけるよう、その生活と健康を支える」ことを理念に、第一はばたき園（知的障害児通園施設）と第二はばたき園（肢体不自由児通園施設）の二つの施設を統合的に運営しています。療育センターとして通園する障害児とその家族を支えるだけでなく、地域で生活する障害児とその家族、さらには地域で障害児の教育や保育に携わる人たちを支援するシステムもつくっています。そのために、通園部門だけでなく診療部門や相談部門も置かれています。

また、保育所の役割も大きく、障害児の保育所への受け入れを保育研究室（昭和 50 年代当時）と協働でいち早く研究し育児相談事業・育児フォロー教室として実践されてきました。

このように、療育システムは充実しているものの、3歳半児での困難事例や重症心身障害や周辺群も含めた新たな障害のタイプ（PDD（広汎性発達障害）、AD/HD（注意欠陥／多動性障害）、LD（学習障害）等）が増加している現状では、従来の療育だけでなく発達支援の観点で専門性を高めること、医療との連携やサービスの総量不足に対応することが必要となっています。

障害児の地域での生活支援をみると、東大阪市では児童福祉施設における指導訓練のほか、ガイドヘルプサービス、ホームヘルプサービス、児童デイサービス、ショートステイなどを行っていますが、ニーズ調査では障害者自立支援法によるサービス利用量や利用方法に不安を感じている家族もあり、新たな生活支援や支給決定方法の周知に努める必要があります。

障害のある就学児童の教育をみると、養護学校等及び市立小・中学校の養護学級で指導を受けている児童が増加傾向にあるうえに、盲・聾・養護学校に在籍する児童の障害の重度・重複化への対応やLD・AD/HD・高機能自閉症等の児童への対応が求められています。また、子どもたちの自立や社会参加に向け、これまで以上に養護学校、市立小・中学校の養護学級、地域等の面的な繋がりが必要となっています。

このような状況の中、障害児の教育に係る法律は大きく変化しており、平成 17 年 4 月に施行された「発達障害者支援法」や平成 18 年 6 月に成立した「学校教育法等の一部を改正する法律」において、国は「障害の程度に応じ特別の場で指導を行う『特殊教育（養護教育）』から障害のある児童一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う『特別支援教育』への転換を図る」としています。

これまで東大阪市では、すでに「ともに学び、ともに育つ」教育を柱に学校教育現場で就学前児童の療育を踏まえた養護教育に取り組んできました。また、人権教育を基盤にすべての子どもの違いを認め合い、一人一人が大切にされる教育を推し進めてきました。

国が示した特別支援教育の理念はこれまで東大阪で推し進めてきた考え方でもあります。今後は、「ともに学び、ともに育つ」教育の推進を図る観点から、東大阪市の特別支援教育についてこれまで取り組んできた養護教育をより充実・発展したものとなるように、校内体制の充実や関係機関や地域との連携を推進する必要があります。また、学校現場だけではなく地域で障害児全体に対する支援を行う仕組みづくりも求められています。

表 38 療育センターのはばたき園の待機状況

● 待機児の処遇先

(単位：人)

園	年度	前年度の 総待機児数 (A)	前年度内 の入園 (B)	年度当初の処遇		
				はばたき 入園 (C)	保育所 (園)・ 幼稚園・他 (D)	待機 (E)
第一 はばたき園	15	52	3	28	17	4
	16	49	1	37	8	3
	17	51	2	23	15	11
	18	60	2	30	25	3
第二 はばたき園	15	23	7	13	2	1
	16	23	2	18	2	1
	17	25	2	19	2	2
	18	24	5	14	5	0

* 各項目の関係は(A)=(B)+(C)+(D)+(E)となります。

(A)の待機児は前年度内は児童デイサービスやはばたき園の待機対応で処遇されています。総待機児の内、はばたき園に処遇された人数(B)+(C)の4年間の平均は知的障害児(第一はばたき)59%、肢体不自由児(第二はばたき)84%です。

知的障害児の通園ニーズ増大の背景としては、発達障害児が要配慮児として処遇の場が求められるようになってきたことがあげられます。

● 通園待機児の処遇先 (平成 17 年度末)

(単位：人)

		第一はばたき園	第二はばたき園	合計
H17 年度途中入園		2	5	7
H18 年 4 月入園		30	14	44
待機		3	0	3
外来診療		0	4	4
幼稚園	公立	4	0	9
	私立	5	0	
保育所 (園)	公立	4	0	15
	私立	10	1	
他機関紹介※		1	0	1
転移		1	0	1
待機児合計		60	24	84

※ 子育て支援センター育児相談グループ等

* 平成 17 年度の「通園待機名簿」に登録されたケースは 84 件でした。(16 年度からの待機も一部含む)それら 84 件の処遇先を示したものです。

* 第一はばたき園待機児は主に発達障害ですが、待機の後には 23 名(38%)がはばたき園ではなく、保育所(園)・幼稚園に進んでいます。

2-8-2 方針

障害のある子どもに適切な支援を行うためには、乳幼児期から大人になるまで、教育、医療、保健、福祉、労働等が一体となって障害児やその保護者を支援する体制を整備することが必要です。

東大阪市では療育システムが充実してはいるものの、困難事例の増加や発達障害への対応などの新たな課題に対するため、発達支援をすべての子どもに適用される重要な理念として受けとめ、障害のある児童もない児童もともに育ち合える環境づくりに一層努めます。

地域での生活支援については、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図るため、障害者自立支援法による新たな障害福祉サービス等の利用が円滑に行えるよう支給決定や利用方法について周知します。

自閉症児に対する発達支援としては、自閉症児支援センター（PAL）が平成18年11月から開所し、今後はPALを地域での支援の拠点とし、発達支援の整備に努めます。

平成18年12月13日に第61回国連総会で「障害者権利条約」が採択されました。今後、日本でも批准の作業や国内法の整備などが行われると考えられます。障害児の教育については、その権利条約の中でも強調されているインクルーシブ(すべてを含んだ)教育が求められています。東大阪市では児童一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行うため、「ともに学び、ともに育つ」養護教育の理念を引き継ぎ、障害のある子どもも障害のない子どもも共に地域で生きていくことを基本理念とし、障害のある子どもの自立や社会参加に向け、子どもたちの可能性を最大限に伸ばすことを大切に取り組みます。配慮を要する子どもたちの把握や、障害のある子どもたちに適切な支援を行っていくこと、障害のある子どもたちと障害のない子どもたちの共同学習・交流の推進等を通じ、「ともに学び、ともに育つ」集団づくりをすすめることなどは、各学級担任の個別の力だけでできることではありません。校内委員会のもと学校全体としての協働・協力体制が不可欠です。このため、学校長が指名する特別支援教育コーディネーターを中心に校内委員会を設置したり、課題ごとに少人数のチーム会議（ケース会議）を開催したりするなど、様々な工夫により機動力のある組織運営に努めます。

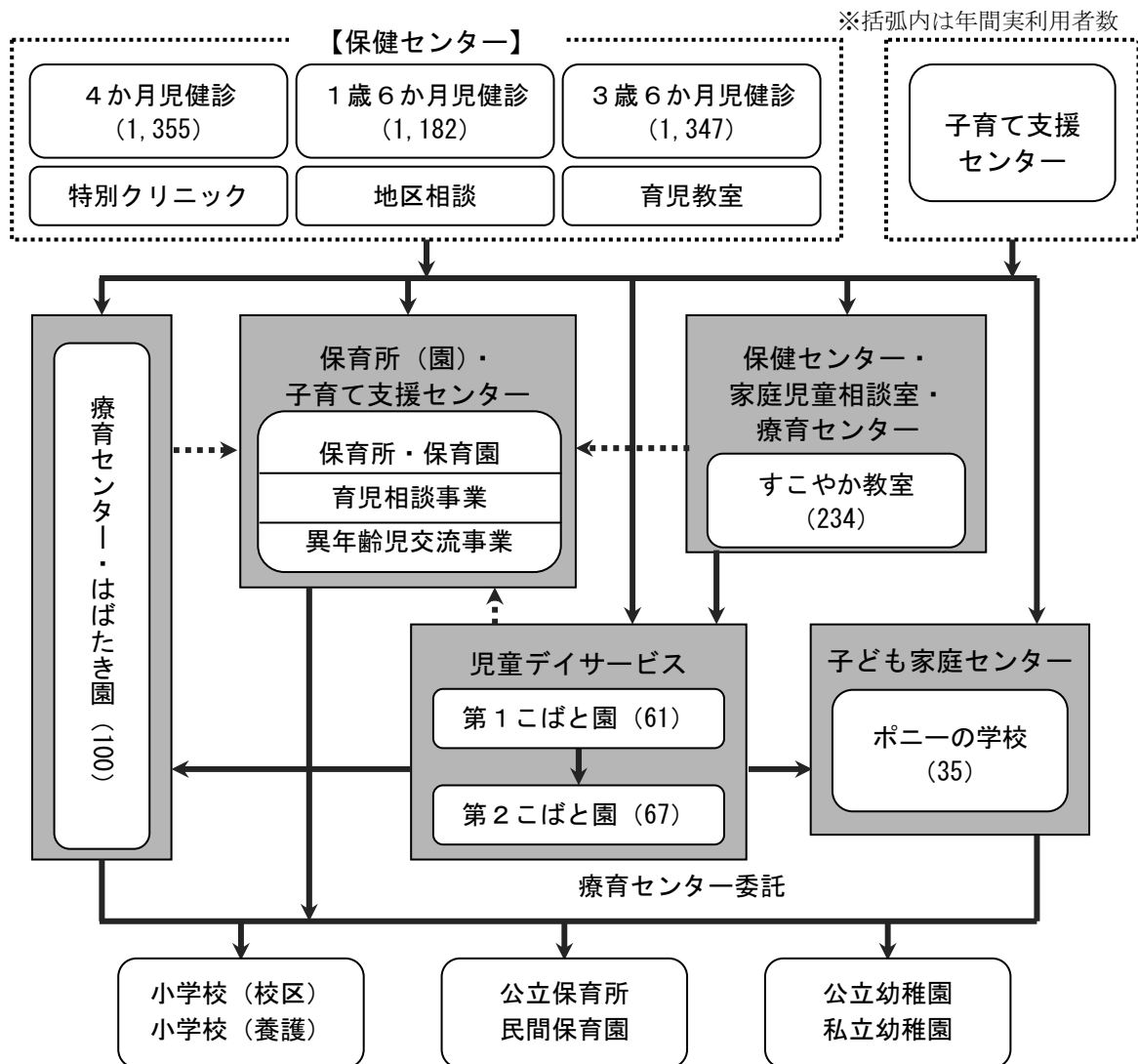
また、子どもの生活は家庭と学校だけではなく、成長とともに地域へとひろがりを見せます。現在、医療機関や相談機関、福祉サービス等、学校外でも支援の社会資源が徐々に増えてきており、学校で個別の教育支援計画等で子どもの支援を考える際も、地域にも目を向け、さらに学校卒業後の将来をも見据えた長期的視点を持つことが求められています。今後は、地域での支援を行うため小学校区を基本とした取り組みを検討します。

2-8-3 主な施策・事業の展開

1) 子どもの発達支援を含めた療育システムの充実

東大阪市では下記の図のように障害の早期発見と対応までの円滑な機関連携があります。このような機能を維持し、さらに発達障害に対応していくため、療育センターや教育センターをはじめとして、従来の療育支援の範囲に留まらない発達支援の観点で専門性を高め、人材の確保に取り組みます。特に、医療的な診断と具体的な対応を含め療育センターの機能を強化し、保育所（園）や幼稚園・学校側も柔軟にその機能を活用できるような仕組みを検討します。発達支援をすべての子どもに適用される重要な理念として受けとめ、障害の有無に関わらず、すべての子どもが社会の一員として統合的に受け入れられるようサービスを整備します。そのため療育の場でも生活の場（保育所（園）・幼稚園・学校等）のどこにいても、発達支援に必要な事柄が達成できるような仕組みの強化を図ります。

図 46 平成 17 年度乳幼児処遇の流れ（障害児周辺群）



（東大阪市四所合同連絡会事業報告集より抜粋）

事業名	事業内容	主な関係機関
心身障害児の福祉の増進についての連絡調整機能の強化	関係機関の連絡調整の機関として、四者連絡会（家庭児童相談室・療育センター・保健センター・子ども家庭センター）、四所合同連絡会（子育て支援課・保健所・療育センター・子ども家庭センター・保育課）があります。今後は、医療や教育や地域との連携も強化し、成人まで一貫した支援に取り組みます。	四者連絡会、四所合同連絡会
自閉症児支援センター（PAL）	自閉症児に対する発達支援としては、自閉症児支援センター（PAL）が平成18年11月に開所し、今後は地域での支援の拠点となります。原則として中河内区域（東大阪市、八尾市、柏原市）にお住まいで、自閉症およびアスペルガー症候群 ^⑩ 等と診断を受けた、小学校2年生までの児童とその保護者を対象に、療育と保護者指導を行います。その他、相談なども行います。	療育センター
すこやか教室事業	児童の発達支援、保護者への子育て支援事業として親子への集団指導を実施しています。児童には自由遊びや設定遊びなど、保護者には子育てに関するガイダンスとグループワークを実施しています。	家庭児童相談室、健康づくり課、子育て支援課
児童相談事業（発達相談、子育て相談、学校生活等に関する相談）	個別相談（相談・助言及び保護者はカウンセリング、児童はプレイセラピー）・ケースワークを実施しています。	家庭児童相談室
心身障害児の福祉の増進についての相談事業	心身障害児またはその心配のある子どもに係る福祉相談・心理相談。ソーシャル・ケースワークの手法を活用、社会的診断、心理学的診断、医学的診断等を総合し対応。また、処遇調整（通園処遇等の適否を判断し、家族との調整）も行います。	療育センター
保育所地域活動事業（乳幼児健診フォロー教室等）	公立保育所において、発達に課題のある乳幼児に遊びを通して育児支援していくとともに、育児・発達上の保護者の不安や悩みの相談等に対応します。	保育課
保育相談、保育観察	保育を進める上で、指導目標、子どもの観察、発達検査、保育担当者との話し合い及び保護者面接を行い保護者に対する助言及び療育相談を行います。	子育て支援課
言葉の教室	保育相談の中で、言葉の発達に遅れのあるケースを対象に話し言葉を形成していくことと、母親への育児援助を目的として実施しています。	子育て支援課
保育所（園）巡回指導訓練業務	保育所（園）に入所している障害のある子どもの症例に応じた適切な療育指導が講じられるように、医師、理学療法士、作業療法士を保育所（園）に派遣する指導訓練業務を実施しています。	子育て支援課、療育センター

^⑩ アスペルガーと高機能自閉症は同じものかどうかについては諸説ありますが、一般的には高機能自閉症（知的障害のない自閉症）と同じものとされています。アスペルガーは知的障害の有無を問わず、言語障害のない自閉症を指すという人もいます。一般的には自閉症の軽度例と考えられています。LDやAD/HDなどを併発している場合もあります。

2) 障害児の地域での生活支援の推進

障害のある子どもができるだけ身近な環境で健やかに生活できるように、新たな障害福祉サービス等の利用が円滑に行えるよう支援します。障害福祉サービスの支給決定に際して、障害児は発達途上であり、障害者と同様の障害程度区分では判断し難いため、独自の支給決定のプロセスを設定します。

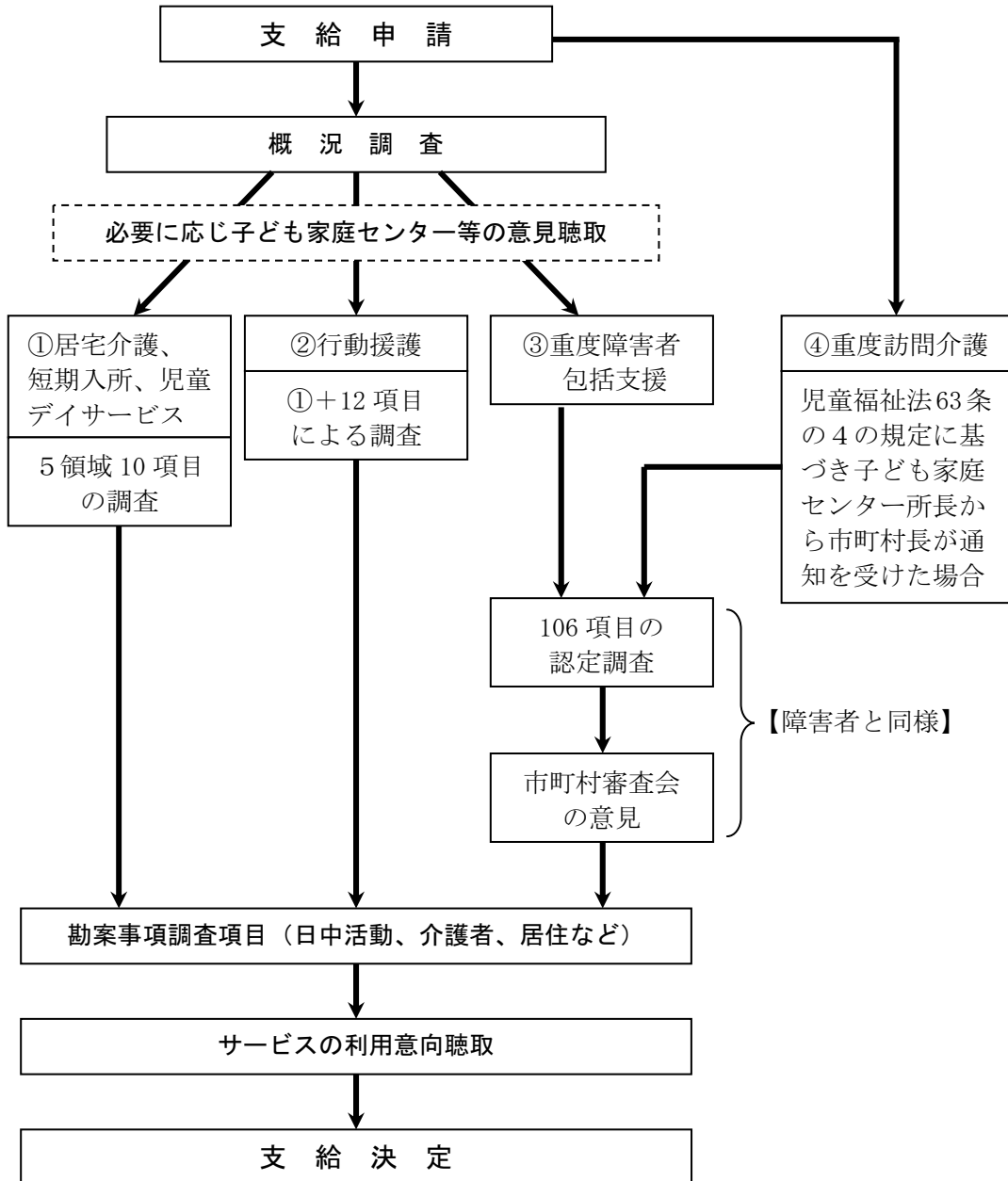
重症心身障害児などの医療的ケアも含めた日中の受け入れの場として、はばたき園が常に満員の状態にあり、今後、サービス提供の場の確保を検討します。

また、地域での支援を行うため小学校区を基本とした取り組みを検討します。

事業名	事業内容	主な関係機関
市立心身障害児通園施設	診療所、外来診療、医療的な確定診断を含む早期発見、評価、治療、指導助言等を実施しています。障害があると思われるケースにかかる発達支援を実施しています。平成18年10月から措置から利用者と施設の契約となっています。	子育て支援課、療育センター
障害福祉サービス等の支給決定	居宅介護、児童デイサービス、短期入所、行動援護の申請があった場合、障害の種類や程度の把握のため調査を行った上で支給の要否及び支給量を決定します。重度障害者等包括支援は概ね15歳以上を対象とし、障害者の認定調査と同様に決定します。重度訪問介護は、15歳以上で児童相談所長が利用が適当と認め、市長に通知した場合、障害者の手続きに沿って支給の要否を決定します。	障害者支援室、各福祉事務所
児童デイサービスの見直し	<p>●児童デイサービス 療育を必要とする児童に対し、介護給付として日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。</p> <p>●日中一時支援事業（障害児タイムケア事業） 障害者も対象のサービスですが、障害児に対しては放課後の居場所対策として、障害児の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的にサービスを展開します。</p>	障害者支援室、各福祉事務所
養護学校、養護学級と地域との連携強化	東大阪市では小学校までは地域の学校に通う場合が多いものの、その後、養護学校に進学されると地域社会との関係が切り離されてしまう場合があります。現在、養護学校に通う子どもたちが小学校の行事に参加するなどの交流を進めていますが、将来にわたって東大阪市で地域との関係が途切れないように、養護学校、養護学級と地域との連携を強化します。	学校教育推進室、障害者支援室、各福祉事務所

図 47 障害児の障害福祉サービスの支給決定について

※ 障害児については、発達途上にあり時間の経過とともに障害の状態が変化すること、乳児期については通常必要となる育児上のケアとの区別が必要なことなどから、障害者と同じ 106 項目の障害程度区分認定調査による支給決定はしません。ただし 15 歳以上で子ども家庭センター所長が障害者と同様に重度訪問介護サービスが必要と認めた場合は、障害者と同様の認定調査を経て支給決定します。また概ね 15 歳以上で重度障害者等包括支援対象者と認めた場合も障害者と同様の認定調査を経て支給決定をします。



3) 「ともに学び、ともに育つ」教育の推進

従来からの障害に加え、LD、AD/HD、高機能自閉症等を含む障害のある児童（障害に対する医療機関等の診断の有無は問わない）を対象に、「ともに学び、ともに育つ」教育を柱とし、障害のある子どもを中心にすえ、すべての子どもの違いを認め合い、支えあう共同・交流学习を進めます。障害のある子どもの教育的ニーズを把握し、より適切に支援していくため、校内委員会を設置したり、課題ごとに少人数のチーム会議（ケース会議）を開催したりするなど、様々な工夫により全教職員の共通理解と協力による体制づくりに取り組みます。

地域の特別支援教育のセンターである大阪府立東大阪養護学校、大阪府立八尾養護学校や大阪府立たまがわ高等支援学校と連携し、小・中学校等に在籍するLD、AD/HD等を含む障害のある児童への支援を充実します。

また、教育と福祉・医療・労働等が連携・協力しながら、学校卒業後を見据えた一貫した支援の充実を図ります。個別の教育支援計画を活用し、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後まで一貫して的確な教育的支援を行う体制の構築を検討します。

事業名	事業内容	主な関係機関
個別の指導計画・個別の教育支援計画の活用推進	障害のある児童の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えのもと、個別の指導計画を作成し、日々の支援を行います。また、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後まで一貫して的確な教育的支援を行うことを目的とする個別の教育支援計画の作成に努めます。この教育的支援は教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取り組みが必要であり、関係機関・部局の密接な連携協力を確保することが不可欠です。	学校教育推進室
特別支援教育コーディネーター研修や管理職・一般教員研修等による教職員の資質の向上	障害のある児童の理解とかわりについて研修、発達障害児童の理解と対応についての研修や特別支援教育等の研修などを実施します。	学校教育推進室、教育センター
各学校における校内委員会の設置	各学校においては、特別支援教育を担う校内委員会を設置し、特別の支援を必要とする子どもの実態把握や支援の検討及び検証、あるいは教職員の特別支援教育についての理解推進や指導力の向上を図る研修の実施等を組織的・計画的に行います。校内委員会は、学校長が指名する特別支援教育コーディネーターを中心に、管理職、養護学級担任、人権教育担当、生徒指導担当、学年代表、養護教諭等で構成・運営します。	学校教育推進室
各学校における特別支援教育コーディネーターの指名	特別支援教育を担う校内委員会（その一部としての学年会や小チームの会議等を含む校内組織全体）の推進役として、子どもの実態把握と支援をコーディネートします。子どもの実態把握と支援の組織的な検討・実施、専門機関・関係機関との連携のための調整、教職員の理解促進、指導力向上のための啓発や研修の提案を行います。	学校教育推進室

調査研究運営会議の設置	東大阪市における特別支援教育の調査研究に関する中心機関として位置づけ、東大阪市の特別支援教育の方向性の検討、調査研究への助言、他の組織との連絡調整を行います。	学校教育推進室
専門家チームの設置	巡回相談チームと連携しながら、学校園からの課題に対して専門的な助言を行います。学校園からの相談内容に応じて、ケース会議に参加し、直接的な助言等支援を行います。	学校教育推進室
巡回指導の充実と巡回相談チームの設置	学校園を巡回し、当該学校園の教員に発達障害を含む障害のある子どもたちに対する指導内容・指導方法に関する指導・助言を行います。	学校教育推進室、療育センター
特別支援教育中学校ブロック連絡会議の実施	各学校の特別支援教育コーディネーター及び幼稚園における担当者による連絡会議を実施します。中学校ブロックにおいて、学校園での発達障害のある子どもたちやさまざまな配慮を要する子どもたちへの具体的支援の様子や課題の交流、支援策の検討を行うことで自校園での取り組みにいかします。校園内支援体制の一層の整備を図ります。	学校教育推進室
大阪府教育委員会の障害教育地域支援整備事業によるリーディングスタッフの活用	LD、AD/HD、高機能自閉症等を含むすべての障害のある児童の支援を中心に活動します。東大阪市内に1名配置します。幼稚園、小・中学校への巡回相談・ケース会議への参加、研修会の講師等、東大阪市の特別支援教育の体制づくりのための取り組みを行います。	学校教育推進室
学校介助員・支援協力者の配置事業	市立小・中学校で重度の障害のある児童に対して学校における生活介助等を目的に配置します。	学校教育推進室
養護教育振興事業	養護学級施設・設備整備事業、養護学級備品・消耗品整備及び貸出事業などを実施します。	学校教育推進室
養護学級の環境整備	養護学級の施設・設備の改修や養護備品、消耗品の整備などを行っています。	学校教育推進室、施設整備課
大阪府立東大阪養護学校、八尾養護学校、たまがわ高等支援学校との連携	地域の特別支援教育のセンターである大阪府立東大阪養護学校、大阪府立八尾養護学校、大阪府立たまがわ高等支援学校と地域の小中学校等が連携し、児童一人ひとりに応じた適切な教育的支援を行います。	学校教育推進室
発達の教育相談の充実	発達障害を含む障害のある児童の養育や教育に関する保護者や学校園教員等からの相談に対応し、必要に応じて関係機関との連携を図り、チーム支援を行います。	教育センター

4) 福祉教育の推進

子どもたちが幼少の頃から障害のある人に対する正しい理解と認識を深めることができるよう、学校園における総合学習などの時間を活用した人権教育・福祉学習の推進に努めます。また、あらゆる年代の市民がさまざまな学習やふれあいの場を通じて、障害のある人の人権を擁護し、理解と認識を深め、自ら気づき、できることから実践していけるよう、各種講座・講演会等の開催、学習情報の提供や相談、内容の充実に努めます。